

# 上松町地域防災計画

## 第5編 資料編

平成30年3月現在  
上松町防災会議

## 目 次

資料 1	防災関係機関及び関係条例	1
資料 1-1	防災関係機関一覧	1
資料 1-2	上松町防災会議条例	4
資料 1-3	上松町防災会議運営規程	5
資料 1-4	上松町災害対策本部条例	6
資料 1-5	上松町災害対策本部規程	7
資料 2	相互応援関係	8
資料 2-1	長野県消防相互応援協定書	8
資料 2-2	長野県消防相互応援協定実施細則	11
資料 2-3	長野県市町村災害時相互応援協定書	14
資料 2-4	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	18
資料 2-5	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	20
資料 2-6	災害時における相互応援に関する協定書	34
資料 2-7	災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定	36
資料 2-8	消防業務相互応援協定書	37
資料 2-9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	48
資料 2-10	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	54
資料 2-11	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	56
資料 3	災害直前対策	60
資料 3-1	雨量・水位観測所	60
資料 4	災害危険箇所	61
資料 4-1	土石流危険渓流	61
資料 4-2	急傾斜地崩壊危険箇所及び区域	63
資料 4-3	地すべり危険箇所	67
資料 4-4	土砂災害警戒区域等	68
資料 4-5	重要水防区域	73
資料 5	要配慮者利用施設	75
資料 5-1	土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧	75
資料 5-2	土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者施設等利用者の円滑な警戒避難が行われるための予報及び警報（避難勧告・指示含む）の伝達方法	76
資料 6	救助・救急・医療関係	77
資料 6-1	災害用医薬品備蓄事業所一覧	77
資料 6-2	災害用医薬品一覧	78

資料 7	消防関係	81
資料 7-1	消防団現有消防力	81
資料 7-2	上松町消防自動車一覧	82
資料 7-3	消防署車両配備状況	82
資料 7-4	消防水利現況	83
資料 8	水防関係	84
資料 8-1	水防倉庫施設、資機材の状況	84
資料 8-2	出水による交通遮断が予想される橋梁	84
資料 9	緊急輸送関係	85
資料 9-1	近隣市町村輸送業者一覧	85
資料 9-2	町有車両一覧	86
資料 10	避難収容関係	87
資料 10-1	指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧	87
資料 11	食料品等の調達供給関係	90
資料 11-1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領90	
資料 11-2	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書 97	
資料 11-3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書99	
資料 12	危険物施設関係	100
資料 12-1	危険物施設設置状況	100
資料 13	上水道施設関係	102
資料 13-1	水道施設概要	102
資料 13-2	水利状況一覧	103
資料 13-3	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	104
資料 14	下水道施設関係	107
資料 14-1	下水道施設概要	107
資料 15	通信・放送関係	108
資料 15-1	上松町情報無線屋外局設置場所	108
資料 15-2	防災相互通信用無線局設置機関一覧	109
資料 15-3	非常通信の内容	110

資料 16	建築物関係	111
資料 16-1	町内の文化財の状況	111
資料 17	道路関係	113
資料 17-1	町内の道路	113
資料 17-2	緊急輸送路線	120
資料 17-3	建設業者一覧	121
資料 18	被災者等の生活再建等の支援関係	123
資料 18-1	上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例	123
資料 18-2	上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する規則	127
資料 18-3	災害救助法施行細則 別表第1(第3条関係)	130
資料 18-4	災害救助法施行細則 別表第2(第7条関係)	135
資料 19	地震防災対策関係	136
資料 19-1	気象庁震度階級関連解説表	136
資料 20	林野火災対策関係	140
資料 20-1	長野県林野火災空中消火実施要領(抜粋)	140
資料 20-2	長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱	143
資料 21	災害情報の収集・連絡関係	144
資料 21-1	被害状況等報告様式	144

# 資料1 防災関係機関及び関係条例

## 資料1-1防災関係機関一覧

### 1 上松町の出先機関等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上 松 町 役 場	上松町駅前通り 2-13	0264-52-2001
上 松 町 公 民 館	上松町大字小川 1706	0264-52-2111
上松町地域包括支援センター	上松町大字小川 1658-1	0264-52-5550

### 2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木 曾 広 域 消 防 本 部	木曾町福島神戸 3737	0264-24-3119
木 曾 消 防 署	木曾町福島神戸 3737	0264-22-0119

### 3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木 曾 地 域 振 興 局	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211
木 曾 建 設 事 務 所	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211
木 曾 保 健 福 祉 事 務 所	木曾町福島 2757-1(木曾合同庁舎内)	0264-24-2211

### 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木 曾 警 察 署	木曾町新開 2324-1	0264-22-0110
上 松 町 交 番	上松町本町通り 2-8	0264-52-2109
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123
関東農政局長野県拠点	長野市旭町 1108	026-233-2500
中 部 森 林 管 理 局	長野市大字栗田 715-5	026-236-2720
木 曾 森 林 管 理 署	上松町大字正島町 1-4	050-3160-6065
関東経済産業局(総務課)	さいたま市中央区新都心 1-1合同庁舎1号館	048-600-0210
中部経済産業局(広報室)	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0535
中部近畿産業保安監督部	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2817
北 陸 信 越 運 輸 局	長野市西和田 1 丁目 35-4	026-243-4384
長 野 運 輸 支 局	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738
信 越 総 合 通 信 局	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-9963
長 野 労 働 局 ( 総 務 課 )	長野市中御所 1-22-1	026-223-0550
飯 田 国 道 事 務 所	木曾町日義 4774	0264-22-3011
木 曾 維 持 出 張 所		
多 治 見 砂 防 国 道 事 務 所	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8020

## 5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自 衛 隊 松 本 駐 屯 地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

## 6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日 本 郵 便 株 式 会 社 信 越 支 社	長野市栗田 801	026-231-2211
上 松 郵 便 局	上松町本町通り 2-36	0264-52-2049
J R 東 海 上 松 駅	上松町駅前通り	
JR 貨物関東支社長野営業支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389
(株)NTTドコモ長野支店	長野市上千歳町 1112-1	026-291-7170
KDDI(株)au長野支店	長野市三輪三輪田町 1313-1	026-234-8817
ソフトバンク(株)長野東口店	長野市大字栗田源田窪 1000-1 長栄長野東口ビル1F	026-227-5301
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073
NHK長野放送局松本支局	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700
日本通運(株)松本支店	松本市大字笹賀下二子 5652-9	0263-24-1600
中部電力(株)長野支店	長野市柳町 18	026-232-9060
関西電力(株)木曾水力センター	上松町大字小川字島 3024-1	0264-52-4681
愛知用水総合管理所牧尾管理所	木曾町三岳 7696-1	0264-46-2033

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
おんたけ交通(株)	木曾町福島 2801	0264-22-2444
(公社)長野県トラック協会	長野市大字南長池 710-3	026-254-5151
信越放送(株)	長野市間御所町 1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市大字中御所字岡田 131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州	長野市若里 1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送(株)	長野市栗田 989-1	026-223-1000
長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
長野県情報ネットワーク協会	長野市南長野北石堂 1177-3JA ビル内	
木曾医師会	木曾町福島 6460-3	0264-22-3187
(一社)長野県エルピーガス協会	長野市大字南長野字徳永沖 1041-3	026-235-5425
(一社)長野県建設業協会	長野市南長野南石堂町 1230	026-228-7200
(一社)長野県建設業協会木曾支部	木曾町福島 4871-12	0264-22-2579
上松町社会福祉協議会	上松町大字小川 1702	0264-52-3560

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木 曾 農 業 協 同 組 合	木曾町福島 3807-1	0264-22-2128
J A 木 曾 上 松 支 所	上松町駅前通り 1-66	0264-52-2068
木 曾 南 部 森 林 組 合	大桑村野尻 160-27	0264-55-3801
上 松 町 商 工 会	上松町本町通り 2-8	0264-52-2157
長 野 県 立 木 曾 病 院	木曾町福島 6613-4	0264-22-2703
上松町健康増進センター	上松町小川 1658-1	0264-52-2825
上松町ひのきの里総合福祉センター	上松町大字小川 1702	0264-52-2494
(株) 八 十 二 銀 行 上 松 支 店	上松町本町通り 2-25-1	0264-52-2282
上松郵便局(ゆうちょ銀行)	上松町本町通り 2-36	0264-52-2049

## 資料1-2 上松町防災会議条例

(昭和38年3月13日)  
( 条 例 第 1 号 )

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、上松町防災会議(以下防災会議という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上松町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者。
  - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者。
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者。
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
  - (8) 学識経験者を有する者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数はそれぞれ5人、3人、1人、1人、7人及び10人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月1日より適用する。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。



## 資料1-3上松町防災会議運営規程

(昭和39年8月10日)  
(訓令第5号)

### (目的)

第1条 この規程は、上松町防災会議条例(昭和38年上松町条例第1号)第5条の規定に基づき、上松町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 防災会議の招集は、開会の日前3日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### (防災会議の委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

- 2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

### (専門委員)

第4条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

### 附 則

この規程は、昭和39年8月10日から施行する。

### ○上松町防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

上松町防災会議運営規程第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

### 記

- 1 上松町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 上松町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

## 資料1-4上松町災害対策本部条例

(昭和38年3月13日)  
(条例第2号)

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、上松町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置く事ができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月1日より適用する。

## 資料1-5 上松町災害対策本部規程

(昭和57年9月28日)  
訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、上松町災害対策本部条例(昭和38年町条例第2号)第4条の規定に基づき、上松町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動の開始及び終了の時期)

第2条 本部長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部員を招集し本部の活動を開始するものとする。

2 本部長は災害応急対策がおおむね終了したと認めたととき、又は災害の危険が解消したと認めたとときは本部員の解散をし、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長は、副町長をもつてあてる。

(本部員)

第4条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は町の職員及び消防団員をもつてあてる。

(部、班及び事務分掌)

第5条 本部に部及び班をおき、その名称及び分掌事務は別表のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもつてあてる。

(部長会議)

第6条 部長会議は部長をもつて構成する。

2 部長会議は本部長が招集する。

(本部の配備基準等)

第7条 本部の配備基準は別表のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により分掌事務についてあらかじめ配備計画をたて、これを本部員に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。

(活動の要領)

第8条 前条の規定に基づく配備下における本部員の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は本部に参集し、情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 各班長は本部からの指令又は連絡に即応して必要な措置を講ずる。
- (3) その他の本部員は上司の命により、災害対策活動に従事する。

(被害報告)

第9条 各部長はそれぞれ当該分掌事務に係る被害状況を本部に報告するものとする。

(その他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、非常災害に際して必要な事項はその都度本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 略

## 資料2 相互応援関係

### 資料2-1長野県消防相互応援協定書

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

#### 第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1)第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2)第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3)第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1)応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2)要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費

及び同法第 36 条の 3 第 1 項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第 10 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

#### 第 4 章 協議

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 41 年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則 (平成 12 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 11 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 9 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

別表

区 分	市	町	村	等
北信地域	長野市	須坂市	千曲坂城消防組合	岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合	佐久広域連合		
中信地域	松本広域連合	北アルプス広域連合	木曾広域連合	
南信地域	諏訪広域連合	伊那消防組合	伊南行政組合	南信州広域連合

## 資料2-2長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1)地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2)総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

(1)応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2)各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3)応援要請及び情報伝達等に関すること。

(4)応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5)その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(1)災害の種別、発生場所及び状況

(2)応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3)応援隊の集結場所

(4)応援隊の活動範囲及び任務

(5)使用無線周波数

(6)安全管理上の注意事項

(7)その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(1)派遣人員

- (2)派遣車両
- (3)資機材等の種別及び数量
- (4)出発時刻及び到着予定時刻
- (5)指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊等の名称)

第5条 協定第8条に基づき活動する応援隊の総称は、県内相互応援隊とする。

2 第2要請により出動した場合の、指揮隊長の名称は、北信、東信、中信、南信各指揮隊長とし、第3要請により出動した場合の指揮隊長は、長野県隊長とする。

(応援隊の誘導等)

第6条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1)災害の状況及び進入経路
- (2)活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3)その他必要な事項

2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第8条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第9条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第10条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。



(会議等)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第12条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第13条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第14条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第15条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。
- (5) その他必要な事項

(協議)

第16条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則 (平成18年9月1日一部改正同意)

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 05-8「長野県消防相互応援協定実施細則」参照のこと。

## 資料2-3長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1)物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2)人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3)その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1)被害の状況

(2)応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

## (別 記)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡 谷 市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊 那 市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木 曾 町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・玉滝村・大桑村
松 本	松 本 市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻積村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大 町 市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長 野 市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村・
北 信	中 野 市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

## (別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那・木曾
上 伊 那	諏 訪・飯 伊
飯 伊	上伊那・木曾
木 曾	飯伊・諏訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考)応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 資料2-4長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)被災市町村の情報収集と状況把握
- (2)災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3)応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4)輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5)応援活動等に関する県との連絡調整
- (6)前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1)要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2)所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3)所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1)連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2)備蓄物資、資機材一覧表
- (3)その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 資料2-5大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

### 1 目的

この広域航空消防実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地各市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地各市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

#### (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害。

#### (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

#### (3) 高層建築物の火災

#### (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

#### (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主に任務により次の各号のとおり区分する。

#### (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

#### (2) 火災出場

消火活動のための出場

#### (3) 救助出場



人命救助のための特別な活動を要する場合の出場の出場（これ附随する救急搬送活動も含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別の人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

## 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市長村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

## 6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 要請先市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ② 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
- ⑦ 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道府県名

- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

## 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

## 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運行が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

## 9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

## 10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートへ帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 11 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

#### 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

#### 13 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前号の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

#### 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、設備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 15 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第 13 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前号各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) へりの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がへりを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がへりを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

1 広域航空消防応援の要請手続

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先を次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 ファクシミリ	電話ファクシミリ
昼間	防災課	03-5253-7525	7751	7535	03-5253-7535
夜間	宿直室経由防災課	03-5253-7777	7782	7789	03-5253-7553

(注) 昼間（8：30～17：45）、夜間（17：45～8：30）

② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号 及びファクシミリ
北海道	昼間 8：45－ 17：30	総務部防災 消防課防災 航空室	011-782-3233	—	—	011-782-3234	電話番号 011-782-3233 ファクシミリ 011-782-3234
	夜間 17：30－ 8：45	〃	〃	—	—	〃	
青森県	昼間 8：15－ 17：00	総務部防災 消防課	017-734-9089	02-21	02-29	017-722-4867	電話番号 017-729-0355 ファクシミリ 017-729-0377
	夜間 17：00－ 8：15	防災航空セ ンター	017-729-0355	—	—	017-729-0377	
岩手県	昼間 8：30－ 17：15	総務部総合 防災室防災 航空係	0198-26-5251	—	—	0198-26-5256	電話番号 0198-26-5251 ファクシミリ 0198-26-5256
	夜間 17：15－ 8：30	守衛室	019-651-3111	—	—	019-651-2175	
宮城県	昼間 8：30－ 17：45	総務部消防 防災課防災 班	022-211-2375	04- 12372	04- 12398	022-211-2398	電話番号 0223-23-5760 ファクシミリ 0223-25-3022
	夜間 17：45－ 8：30	防災センタ ー	022-211-2140	23- 12140	—	—	
秋田県	昼間 8：30－ 17：15	総務部総合 防災課消防 班	018-860-4565	05-11	05-52	018-827-1190	電話番号 018-886-8103 ファクシミリ 018-886-8105
	夜間 17：15－ 8：30	県庁第二庁 舎警備員室	018-860-5500	—	—	—	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号及びファクシミリ
山形県	昼間 8:30-17:15	環境エネルギー一部危機管理・暮らし安心局危機管理課	023-630-2231	06-511	06-500	023-633-4711	電話番号 0237-47-3275 ファクシミリ 0237-47-3277
	夜間 17:15-8:30	巡視室	023-630-3020	—	—	—	
福島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航空センター	0247-57-3000	—	—	0247-57-3500	電話番号 0247-57-3000 ファクシミリ 0247-57-3500
	夜間 17:15-8:30	守衛室	024-521-7821	07-35	07-30	024-521-7920	
茨城県	昼間 8:30-17:15	生活環境部防災・危機管理局 防災・危機管理課	029-301-2879	08-611	08-600	029-301-2898	電話番号 029-857-8511 ファクシミリ 029-857-8501
	夜間 17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
栃木県	昼間 8:30-17:15	県民生活部消防防災課 危機管理・災害対策室	028-623-2136	09-7502	09-7506	028-623-2146	電話番号 028-677-1119 ファクシミリ 028-677-0775
	夜間 17:15-8:30	管財課宿直室	028-6232075	09-7504	09-2143	028-623-2088	
群馬県	昼間 8:30-17:15	群馬県防災航空隊	027-265-0200	—	—	027-265-6900	電話番号 027-265-0200 ファクシミリ 027-265-6900
	夜間 17:15-8:30	総務部消防保安課	027-226-2241	10-353	10-310	027-221-0158	
埼玉県	昼間 8:30-17:15	危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	11-63171	11-70950	048-830-8159	電話番号 049-297-7810 ファクシミリ 049-297-7906
	夜間 17:15-8:30	危機管理防災部防災航空センター	049-297-7810	—	—	049-297-7906	
千葉県	昼間 9:00-17:00	防災機器管理部危機管理課災害対策室	043-223-2175	12-7653	12-7656	043-222-5208	
	夜間 17:00-9:00	防災危機管理部消防課情報通信管理室	043-223-2178	12-7655	12-7656	043-222-5219	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号及びファクシミリ
東京都	昼間 9:00— 17:15	総務局総合防災部防災管理課防災係	03-5388-2457	13-5225	13-5096	03-5388-1260	
	夜間 17:15— 9:00	夜間防災連絡室	03-5388-2459	〃	〃	03-5388-1958	
神奈川県	昼間 8:30— 18:00	安全防災局危機管理部災害対策課応急対策グループ	045-210-3430	14-21	14-34	045-210-8829	
	夜間 18:00— 8:30	〃	045-210-3535	〃	〃	〃	
新潟県	昼間 8:30— 17:15	防災局危機対策課危機対策第1	025-282-1638	15-11	15-11	025-282-1640	電話番号 025-270-0263 ファクシミリ 025-270-0265
	夜間 17:15— 8:30	警備員室	025-285-5511	—	—	—	
富山県	昼間 8:30— 17:15	知事政策局消防課	076-444-3188	1-361	16-2827	076-444-3489	電話番号 076-495-3060 ファクシミリ 076-495-3066
	夜間 17:15— 8:30	管財課守衛室	076-431-4111	1-3310	〃	—	
石川県	昼間 8:30— 17:15	危機管理監室危機対策課	076-225-1482	17-11	17-11	076-225-1484	電話番号 0761-24-8930 ファクシミリ 0761-24-8931
	夜間 17:15— 8:30	〃	〃	〃	〃	—	
福井県	昼間 8:30— 17:15	福井県防災航空事務所	0776-51-6945	018-418-1	018-418-5	0776-51-6947	電話番号 0776-51-6945 ファクシミリ 0776-51-6947
	夜間 17:15— 8:30	安全環境部危機対策・防災課	0776-20-0308	018-111-61-2175	〃	0776-22-7617	
山梨県	昼間 8:30— 17:15	山梨県消防防災航空隊	0551-20-3601	—	—	0551-20-3603	電話番号 0551-20-3601 ファクシミリ 0551-20-3603
	夜間 17:15— 8:30	守衛室	0552-23-1399	—	—	—	
長野県	昼間 8:30— 17:15	危機管理部・消防課	026-235-7182	20-213	20-241	026-233-4332	電話番号 0263-85-5511 ファクシミリ 0263-85-5513
	夜間 17:15— 8:30	消防防災航空隊	0263-85-5511	—	—	0263-85-5513	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号及びファクシミリ
岐阜県	昼間 8:30-17:15	地域県民部 消防政策室 防災航空隊	0583-71-5192	—	—	058-371-5194	電話番号 0583-71-5192 ファクシミリ 0583-71-5194
	夜間 17:15-8:30	岐阜市消防 本部指令課	058-262-8151	—	—	058-266-8154	
静岡県	昼間 8:30-17:15	静岡県消防 防災航空隊	054-261-4483	—	—	054-261-4761	電話番号 054-261-4483 ファクシミリ 054-261-4761
	夜間 17:15-8:30	危機管理部 危機対策課	054-221-2072	—	—	054-221-3252	
愛知県	昼間 9:00-17:30	愛知県防災 航空隊	0568-29-3121	—	—	0568-29-3123	電話番号 0568-29-3121 ファクシミリ 0568-29-3123
	夜間 17:30-9:00	〃	〃	—	—	〃	
三重県	昼間	三重県防災 航空隊	059-235-2555	—	—	059-235-2557	電話番号 059-235-2555 ファクシミリ 059-235-2557
	夜間	〃	〃	—	—	〃	
滋賀県	昼間 8:30-17:15	防災危機管 理局	077-528-3430	25-820	25-850	077-528-4994	電話番号 0748-52-6677 ファクシミリ 0748-52-6679
	夜間 17:15-8:30	守衛室	077-524-8516	25-848	25-855	077-523-6390	
京都府	昼間 8:30-17:15	府民生活部 消防安全課	075-414-4468	26-11	26-13	075-414-4477	
	夜間 17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
大阪府	昼間 9:00-18:00	政策企画部 危機管理室 消防防災課 災害対策グ ループ	06-6944-6478	27-4877	27-4870	06-6944-6654	
	夜間 18:00-9:00	防災当直室	06-6944-6021 06-6944-6022	—	—	〃	
兵庫県	昼間 9:00-18:00	企画県民部 災害対策局 消防課	078-362-9831	28-20	28-41	078-362-9915	電話番号 06-6857-9858 ファクシミリ 06-6857-9870
	夜間 18:00-9:00	企画管理部 防災局防災 企画課	078-362-9900	28-30	〃	078-362-9911	



都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号及びファクシミリ
奈良県	昼間 8:15-17:30	奈良県防災航空隊	0742-81-0399	—	—	0742-81-5119	電話番号 0742-81-0399
	夜間 17:30-8:15	奈良県庁守衛室	0742-22-1001	—	—	0742-23-9244	ファクシミリ 0742-81-5119
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空センター	0739-45-8211	—	—	0739-45-8231	電話番号 0739-45-8211
	夜間	〃	〃	—	—	〃	ファクシミリ 0739-45-8213
鳥取県	昼間 8:30-17:15	防災監消防課消防防災航空センター	0857-38-8119	31-305	31-311	0857-38-8127	電話番号 0857-38-8119
	夜間 17:15-8:30	〃	090-337-02511 090-337-06664	—	—	—	ファクシミリ 0857-38-8127
島根県	昼間	環境生活部消防防災課防災航空管理所	0853-72-7661	—	—	0853-72-7671	電話番号 0853-72-7661
	夜間	〃	〃	—	—	〃	ファクシミリ 0853-72-7671
広島県	昼間 8:30-17:15	危機管理課危機対策グループ	082-513-2786	34-89	34-84	082-227-2122	電話番号 0848-86-8931
	夜間 17:15-8:30	〃	082-228-0999	〃	〃	〃	ファクシミリ 0848-86-8933
山口県	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課消防係	083-933-2360	35-821	35-868	083-933-2408	電話番号 0836-37-6422
	夜間 17:15-8:30	守衛室	083-933-3111	35-850	—	083-933-4970	ファクシミリ 0836-37-6423
徳島県	昼間 8:30-17:15	消防防災航空隊事務所	088-683-4119	—	—	088-683-4121	電話番号 088-683-4119
	夜間 17:15-8:30	県庁衛視室	088-621-2057	—	—	—	ファクシミリ 088-683-4121
香川県	昼間 8:30-17:15	生活環境部消防防災課	087-832-3186	—	37-119	087-831-3602	電話番号 087-879-0119
	夜間 17:15-8:30	守衛室	087-831-1111	—	—	—	ファクシミリ 087-879-1400
愛媛県	昼間 8:30-17:15	県民環境部消防防災安全課	089-912-2315	—	—	089-941-0119	電話番号 089-972-2133 ファクシミリ

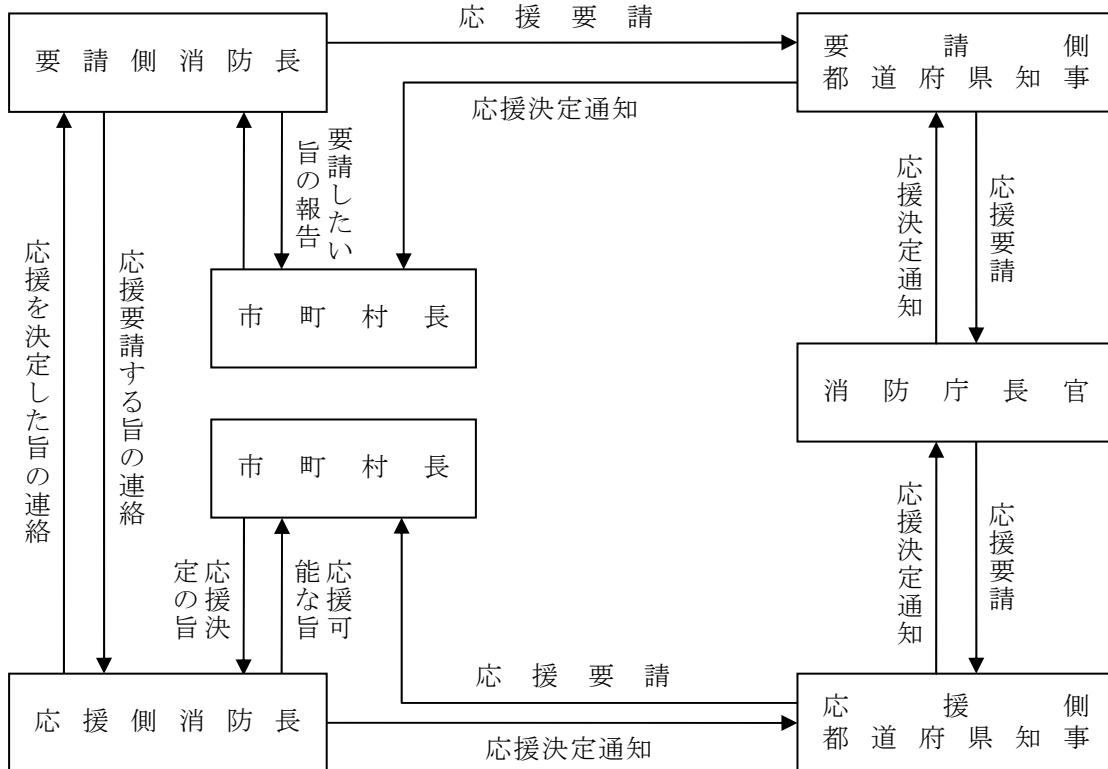
都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 F A X	電話 F A X	航空隊電話番号及びファクシミリ
	夜間 17:15- 8:30	守衛室	089-941-2111	—	—	—	089-972-3655
高知県	昼間 8:30- 17:15	総務部危機管理課	088-823-9798	39-11	39-11	088-823-9253	電話番号 088-864-3890 ファクシミリ 088-864-3896
	夜間 17:15- 8:30	守衛室	088-823-1111	—	—	—	
福岡県	昼間 8:30- 17:45	総務部消防防災課	092-643-3113	40- 7023	40- 7399	092-643-3117	電話番号 092-451-3119 ファクシミリ 092-473-8425
	夜間 17:45- 8:30	当直室	092-641-4734	〃	〃	〃	
長崎県	昼間	総務部消防防災課	095-825-7855	42- 7222	42- 7231	095-823-1629	電話番号 0957-52-9590 ファクシミリ 0957-52-8785
	夜間	〃	〃	〃	〃	〃	
大分県	昼間 8:30- 17:00	生活環境部消防防災課	097-534-1711	44-151	44-150	097-533-0930	電話番号 0974-34-2192 ファクシミリ 0974-34-2195
	夜間 17:00- 8:30	宿直室	097-536-1111	—	—	—	
鹿児島県	昼間 8:30- 17:15	防災航空センター	0993-73-2881	1-3901	39-11	088-823-9253	電話番号 0993-73-2881 ファクシミリ 0993-73-2882
	夜間 17:15- 8:30	危機管理防災課	099-286-2256	1-311- 7-5519	1-311- 7-2259	099-286-5519	

③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡要請窓口	電話番号	ファクシミリ	航空隊電話番号	航空隊ファクシミリ
札幌市消防局	指令課	011-215-2080	011-261-9119	011-784-0119	011-784-0290
仙台市消防局	指令課	022-234-1111	022-234-2364	022-308-4578	022-308-4578
千葉市消防局	指令課	043-202-1673	043-202-1676	043-292-9186	043-292-9189
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477	03-3521-5811	03-3522-0120
横浜市消防局	指令課	045-334-6789	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
川崎市消防局	指令課	044-223-2544	044-223-2654	03-3522-0119	03-3522-0159
名古屋市消防局	情報指令課	052-972-3532	052-972-3577	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令センター	075-212-6754	075-212-6748	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司令課	06-4393-6651	06-4393-4800	072-992-4900	072-991-0119
神戸市消防局	司令課	078-325-8518	078-325-8529	078-303-1192	078-302-8119
岡山市消防局	消防情報通信センター	086-253-9978	086-253-9984	086-261-0119	086-261-1190
広島市消防局	警防部警防課	082-546-3456	082-249-1160	082-546-3454	082-546-3455
北九州市消防局	指令課	093-582-3832	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700
福岡市消防局	情報管理課	092-725-6581	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425

(2) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知のルートは、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (3) 要綱第 6 項第一号から第四号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 要綱第 6 項第五号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (5) 様式 1 の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (6) 要綱第 8 項に定める要請及び決定通知の手続については、前四号を準用する。

## 2 通信連絡

要綱第 11 項第二号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波（150.73MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

## 3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 12 項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
  - ② 燃料の補給体制
  - ③ 応援航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
  - ④ 離発着場への職員の派遣
  - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
  - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第 12 項第二号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式 2 により届け出るものとする。

## 4 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 13 項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 要綱第 12 項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
  - ② 昼間、夜間における連絡体制
  - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
  - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第 13 項第二号に定める必要事項は、前号の①とし、様式 3 により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

## 5 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事項を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む）に速やかに連絡するものとする。

- ① 人の死傷を伴う事故
- ② 航空機の重大な損傷事故
- ③ 救急対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運行不能等により応援不能が予想される時は、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運用不能等により応援不能が予想される時は、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

## 6 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

(1) 要綱第 14 項第一号及び第二号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式 4
- ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式 5
- ③ 救助器具 様式 6

(2) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

## 7 消防庁長官の情報提供

(1) 要綱第 15 項第一号に定める情報提供は、様式 3 によるものとする。

(2) 要綱第 15 項第二号に定める情報提供は、様式 6 及び 7 によるものとする。

## 8 費用負担

要綱第 16 項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

(1) 要請側市町村の負担する経費は、①ヘリの燃料費②隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費  
③当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料とする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、①土地、建物、工作物等に対する補償費、  
②一般人の死傷に伴う損害賠償③機体の補償費④その他の経費とする。

(3) 応援側市町村の長（都道府県が保有するヘリを用いて消防業務を行う場合は、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後 14 日以内に当該応援に要した第一号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。

(4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから 7 日以内に通知書の写しを要請側都道府県の知事に送付するものとする。

(5) 要請側市町村は、第三号の通知があった日から 90 日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 5-13「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」参照のこと。

## 資料2-6災害時における相互応援に関する協定書

長野県上松町（以下「甲」という。）と愛知県武豊町（以下「乙」という。）は、災害時における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

- (1)食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4)前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがないと認められるときは、電話等の通信手段によることができるものとする。

- (1)被害の状況
- (2)必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3)必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4)応援の場所及び応援場所への経路
- (5)その他応援を必要とする事項等

（応援隊の指揮）

第6条 応援を要請した町（以下「応援要請町」という。）における応援隊の指揮は、応援要請町長又は災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年12月6日

甲 長野県上松町長	田 上 正 男
乙 愛知県武豊町長	初 山 芳 輝

## 資料2-7災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する

### 協定

上松町長（以下「甲」という。）と、上松町建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における情報提供及び応急対策業務の実施に関し、次の通り協定する。

#### （目 的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象下において、上松町における災害の情報収集提供及び応急対策に関し、これに必要な乙会員の建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって災害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

#### （業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は上松町全域とし、甲の要請する現場とする。

#### （緊急時の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、または発生する恐れがあり、必要と認めるときは、被災状況に応じて乙に加盟する会員のうち、別紙の協定指定会社（以下「乙会員」という。）に出動要請をすることができるものとする。

#### （災害時の情報収集）

第4条 乙は、甲の要請があった場合、災害の情報収集（パトロール）を行って甲に報告するものとする。

#### （出動要請）

第5条 甲は、大災害、あるいは業者間連携が必要な災害と判断した場合、乙会長に出動を依頼するものとする。

全町パトロールが必要な場合も上記同様、乙会長に出動を依頼する。

2 前項に規定する災害応急対策業務の実施体制は別紙の通りとする。

#### （建設資機材の提供）

第6条 甲及び乙並びに乙会員は、災害応急対策業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 18 年 5 月 1 日

甲 上 松 町 長

田 上 正 男

乙 上松町建設業協会長

砂 山 千 春



## 資料2-8消防業務相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県高山市（以下「甲」という。）と長野県木曾広域連合（以下「乙」という。）との間において消防の相互応援について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、それぞれの消防力を活用し相互応援をすることにより、甲又は乙の区域内における災害発生への対応を円滑かつ迅速に処理し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震の他、救急又は救助活動の必要な災害とする。

（応援要請）

第3条 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、甲又は乙（以下「要請側の長」という。）は、電話その他の方法により、応援する甲又は乙（以下「応援側の長」という。）に対して応援の要請を行うものとする。

（応援隊の派遣）

第4条 甲又は乙は、災害を処理するため、要請側の長からの応援要請があった場合には、消防隊、救急隊又は救助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣をするものとする。ただし、応援側の長の区域に災害等で応援隊を派遣できない場合には、要請側の長へ通知するものとする。

2 甲又は乙は、災害の発生を覚知し、応援の必要があると判断したときは、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、自主的に応援隊を派遣するものとする。

3 応援側の長は、前2項の規定により応援隊を派遣したときは、その状況を要請側の長に電話その他の方法で通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費等の負担）

第6条 この協定に基づく応援隊の派遣に要した経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。ただし、応援隊の活動が長時間にわたるときは、甲、乙が協議して決定する。

(1) 応援側の長の負担する経費等

- ア 応援のため出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援のため出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援のため出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 応援のため出動した際の活動に要した消耗資機材
- オ 燃料及び給食等に要した経費
- カ アからオに掲げるもののほか応援のための出動に要した経費

(2) 要請側の長の負担する経費等

応援隊の活動に伴う消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3第1項に規定する損害補償費

(損害賠償)

第7条 この協定に基づく応援隊の派遣に伴い発生した災害の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の長の負担とする。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の長の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の長の負担額は、応援側の長が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報の交換)

第8条 甲又は乙は、この協定を適正に運用するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙所属の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施)

- 1 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 有効期間満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからこの協定の改廃の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。
- 3 この協定の有効期間中であっても、甲及び乙が協議のうえ、これを改廃することができる。

(協定書の保有)

4 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地  
高山市長 國 島 芳 明

乙 長野県木曾郡木曾町日義4898-37  
木曾広域連合  
広域連合長 田 上 正 男

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定により、岐阜県中津川市（以下「甲」という。）と、長野県木曾広域連合（以下「乙」という。）とは、消防の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の予防及び鎮圧に万全を期し、社会秩序の安定を図るため、中津川市及び木曾広域連合（以下「協定区」という。）相互間の協定体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（応援活動の区域）

第 2 条 この協定の応援活動区域は、協定区の全域とする。

（対象とする災害）

第 3 条 この協定の対象とする災害は、大規模火災、救急、救助又は特殊火災で応援活動を必要とする災害とする。

（応援の種別）

第 4 条 この協定による応援の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 普通応援

協定区間に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に発生地の甲又は乙（以下「協定者」という。）の要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

協定区の区域内に災害が発生した場合に協定者の要請に基づき出動する応援

（応援の要請）

第 5 条 応援の要請は、協定者から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所及び被害の状況

(3) 要請する隊等の種別及び資器材

(4) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第 6 条 前条の規定により、応援の要請を受けた協定者は、特別な理由がない限り応援隊を派遣するものとする。

2 協定者が応援隊を派遣したときは、出動時刻、出動隊等の種別、人員及び到着予定時刻を協定者に通報し、派遣の要請に応ずることのできないときは、その旨を速やかに協定者に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 7 条 応援隊の指揮は、災害発生地の消防長が行うものとする。

（費用の負担）

第 8 条 災害の応援に要した経費等の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援した協定区の負担とする。

(2) 応援隊の活動が長時間にわたり、燃料、資器材の補給又は給食等を必要とする場合は、

応援を受けた協定区において現物又は経費を負担する。

(3) 機械器具の大破損の修理等については、協定者協議のうえ決定する。

(4) 応援隊員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援した協定区の負担とする。

(5) 応援隊員が応援活動を遂行中に第三者に損害又は損失を与えた場合には、応援を受けた協定区がその賠償又は補償（以下「賠償等」という。）の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路の途上若しくは救急患者の搬送途上において発生したものについては、応援した協定区が賠償等の責に任ずる。

（報告）

第9条 管理者は、この協定に基づく応援要請又は応援活動を行ったときは、事後において速やかにその旨を記載した文書を相互に提出するものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施のために必要な事項は、協定区双方の消防長が協議のうえ決定する。

（実施細部等）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等を生じたときはその都度協定者協議のうえ決定するものとする。

（協定書の保管）

第12条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定者各1通を補完するものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成27年4月1日から施行する。

（旧消防相互応援協定書の廃止）

2 平成12年3月30日付けで締結した消防相互応援協定書は廃止する。

平成27年4月1日

甲 岐阜県中津川市かやの木町2番1号  
中津川市長 青山節児

乙 長野県木曾郡木曾町日義4898番地37  
木曾広域連合長 田上正男

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、岐阜県下呂市（以下「甲」という。）と長野県木曾広域連合（以下「乙」という。）との間において消防の相互応援について次のように協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、それぞれの消防力を活用し相互応援をすることにより、甲又は乙の区域内における災害発生への対応を円滑かつ迅速に処理し、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震の他、救急又は救助活動の必要な災害とする。

（応援要請）

第 3 条 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、甲又は乙（以下「要請側の長」という。）は、電話その他の方法により、応援する甲又は乙（以下「応援側の長」という。）に対して応援の要請を行うものとする。

（応援隊の派遣）

第 4 条 甲又は乙は、災害を処理するため、要請側の長からの応援要請があった場合には、消防隊、救急隊又は救助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣をするものとする。ただし、応援側の長の区域に災害等で応援隊を派遣できない場合には、要請側の長へ通知するものとする。

2 甲又は乙は、災害の発生を覚知し、応援の必要があると判断したときは、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、自主的に応援隊を派遣するものとする。

3 応援側の長は、前 2 項の規定により応援隊を派遣したときは、その状況を要請側の長に電話その他の方法で通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費等の負担）

第 6 条 この協定に基づく応援隊の派遣に要した経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。ただし、応援隊の活動が長時間にわたるときは、甲、乙が協議して決定する。

(1) 応援側の長の負担する経費等

- ア 応援のため出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援のため出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援のため出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 応援のため出動した際の活動に要した消耗資機材
- オ 燃料及び給食等に要した経費
- カ アからオに掲げるもののほか応援のための出動に要した経費

(2) 要請側の長の負担する経費等

応援隊の活動に伴う消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第 3 項の規定による損失補償及び同法第 36 条の 3 第 1 項に規定する損害補償費

（損害賠償）

第 7 条 この協定に基づく応援隊の派遣に伴い発生した災害の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の長の負担とする。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要す

る費用については、応援側の長の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の長の負担額は、応援側の長が加入する保険等により支払われる金額を控除した額とする。

(情報の交換)

第8条 甲又は乙は、この協定を適正に運用するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙所属の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施)

1 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から実施する。

2 平成16年7月1日締結の消防業務相互応援協定書は廃止する。

3 有効期間満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからこの協定の改廃の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

4 この協定の有効期間中であっても、甲及び乙が協議のうえ、これを改廃することができる。

(協定書の保有)

5 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 岐阜県下呂市森960番地  
下呂市長 野村 誠

乙 長野県木曾郡木曾町日義4898番地37  
木曾広域連合  
広域連合長 田上 正 男

平成 年 月 日

様

(要請者)  
 消防本部等名  
 職・氏名

印

応 援 要 請 書

応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
必要とする応援隊 資機材等	消火部隊 隊 救助部隊 隊 救急部隊 隊 特殊部隊 ( ) 隊 必要資機材等
応援隊の集結場所	
応援隊の活動内容	
災害現地指揮者の 職・氏名	
そ の 他	

担当者 職  
 氏名  
 TEL 内線  
 ( )

応援隊活動状況報告書

		応援消防本部等名	
応援要請 受信時分	年 月 日 時 分	要請連絡者 消防本部名 職 氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 両			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応 援 時 間	時間 分	時間 分	時間 分
活 動 概 要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
そ の 他			

担当者 職

氏名

TEL

内線

( )



様式第3号

第 号  
年 月 日

市町村長（管理者）

様

応援側市町村長（管理者）

### 応援通知書

平成 年 月 日付け第 号の応援要請書に基づき、下記のとおり応援隊を派遣します。

応援の概要	派遣人員	
	派遣車両種別 台数	
	資機材等の種別 数量	
	出発時刻	年 月 日 時 分
	到着予定時刻	年 月 日 時 分
	指揮責任者等	
その他必要事項		

担当者 職

氏名

TEL

内線

( )

災 害 等 状 況 報 告 書

消防本部名

発 生 場 所		業 態・事 業 所 名		氏 名 又 は 代 表 者 名									
発 生 日 時		覚 知・方 法		出 動・帰 署 時 間		時 分   時 分							
発 生 原 因		発 生 概 要											
消 防 隊 活 動 状 況	発見・通報の状況		死傷者及び行方不明者	区 分	死者	傷者	行方不明者	計	気 象 状 況	観測場所			
	消防隊出動経過			消防吏員						観測日時	月 日 時 分		
	現場活動開始			消防団員						天 候	湿 度		
	先着隊到着時の状況及び防ぎよ概要			応急消火義務者						風 向	相対湿度		
	避難誘導救助等の概要			消化協力者						風 速	実効湿度		
				その他					特 異 状 況				
				合 計									
			死傷者及び行方不明者の生じた理由										
	出 場 隊 数	区 分	出 場 隊 数		出 場 人 員		発 災 前 の 防 災 体 制		本 災 害 の 問 題 点	関 係 者 の 通 報 及 び 連 絡  消 防 設 備 及 び 警 防 装 備 の 活 用  消 防 相 互 応 援 協 定 運 用 上 及 び 関 係 機 関 と の 連 携			
			出 場 隊	活 動 隊	出 場 人	活 動 人							
自 己 隊		署											
		団											
		応援隊											
要 請 状 況		補 給 状 況											
時分・品名・数量		時分・品名・数量											
資 機 材													
				法令適合の状況				本災害の教訓					

注1：各欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。2 災害概要及び活動状況の見取り図等を添付すること。

様式第5号

第 号  
年 月 日

市町村長（管理者）

様

要請側市町村長（管理者）

## 応 援 要 請 解 除 通 知 書

長野県消防相互応援協定書に基づく応援要請を解除します。

1 解除日時

年 月 日 時 分

2 要請日時

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

## 資料2-9災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

松本市、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、上松村、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村及び安曇野市（以下「甲」という。）と、松塩筑木曾老人福祉組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護高齢者」という。）を援護するため、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「福祉避難所」とは、甲が定める災害時における要配慮者避難支援計画等に基づき、要介護高齢者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受け入れる施設とする。

### （対象者）

第3条 この協定における援護の対象となる要介護高齢者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない甲の行政区域内に居住する在宅の要介護高齢者で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

### （福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲が乙に対し、福祉避難所として受入れの協力を要請する施設（以下「対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

### （福祉避難所の開設及び対象者の受入れ）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて、甲と協議のうえ受入態勢を整えるとともに、対象施設に福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、対象者の受入れについてあらかじめ対象施設に対し電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面により受入れの要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先及び心身の状況等

(2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、性別、住所又は居所、続柄及び連絡先

(3) 担当ケアマネージャーの氏名、所属及び連絡先

(4) 福祉及び医療サービスの利用状況

3 乙は、対象者の福祉避難所への受入時において、対象者の状況を的確に把握するため、できる限り対象者の家族等の同伴を求めるものとする。

### （福祉避難所の開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 第5条第2項の規定に基づく要請を乙が了承した場合における福祉避難所への対象者の移送は、原則として対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難と判断される場合においては、甲乙協議のうえ状況に応じた対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に対し協力するものとする。

2 乙は、対象者及び家族等に対し必要な食品、被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与をするものとする。

3 乙は、対象者及び家族等の相談等日常生活上の支援並びに対象者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は乙に対し、対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た、対象者又はその家族等の固有の情報を他に漏らしてはならない。

(権利業務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書15通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) (松本市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(塩尻市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(麻績村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(生坂村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(山形村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(朝日村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(筑北村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(上松町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(南木曾町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(木曾町)

所在地

名 称

代表者職氏名

(木祖村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(王滝村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(大桑村)

所在地

名 称

代表者職氏名

(安曇野市)

所在地

名 称

代表者職氏名

(乙)	所在地	塩尻市広丘郷原 1683-1
	名 称	松塩筑木曾老人福祉施設組合
	代表者職氏名	副管理者 塩尻市副長 米窪 健一朗

(別 表)

対 象 施 設 一 覧

施 設 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム桔梗荘	塩尻市大字広丘郷原 1683 番地 1
老人デイサービスセンターききょうの郷	同上
特別養護老人ホーム岡田の里	松本市大字岡田下岡田 677 番地 1
老人デイサービスセンタージョイフル岡田	同上
特別養護老人ホーム四賀福寿荘	松本市刈谷原町 613 番地
特別養護老人ホーム木曾あすなろ荘	木曾郡南木曾町田立 150 番地 1
特別養護老人ホームピアやまがた	東筑摩郡山形村 4699 番地 1
老人デイサービスセンターやまがた	同上
特別養護老人ホームサンライフおみ	東筑摩郡麻績村麻 2117 番地 1
老人デイサービスセンター聖	同上
特別養護老人ホームサニーヒルきそ	木曾郡木祖村大字藪原 842 番地 2
老人デイサービスセンターそほく	同上
特別養護老人ホームやまびこの里	松本市大字今井 4820 番地 1
老人デイサービスセンターやまびこ	同上
特別養護老人ホームなんてんの里	木曾郡木曾町三岳 10039 番地
老人デイサービスセンターひなたぼっこ	同上
特別養護老人ホームちくまの	松本市波田 6914 番地 1



「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）」に係る説明

\* 文中の「従前」とは、現に締結している、松本市、木祖村及び南木曾町との協定をさします。

項 目	説 明
1 頭書き部分 構成市町村の記載順について	松塩筑木曾老人福祉施設組合（以下「組合」という。）規約第2条に記載の順番によりました。
2 第1条 「大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において」について	災害対策基本法（以下「基本法」という。）第49条の4第1項に規定により設置される「指定緊急避難所」からの対応も想定し、従前のものに文言を追加しました。
3 第4条 対象施設について	広域的な災害の発生も念頭に、地域ごとに特定の施設とせず、組合が管理運営するすべての施設（特別養護老人ホーム10施設及び併設の老人デイサービスセンター7施設）としました。
4 第5条 受け入れ要請に当たっての書面記載事項について	基本法第49条の10第2項に規定する、「避難行動要支援者名簿」に記載すべき項目を参考に、記載順を変更するとともに「性別」の項目を加えるなどしました。
5 第6条 開設期間について	災害救助法（以下「救助法」という。）等を受けて県が制定する「災害救助法施行細則」の最終改正（平成25年12月12日規則第50号）時の附則別表第1中、1-ア-エ（エ）により、「災害発生の日から7日以内」によったものです。
6 第8条 第2項の「給与又は貸与」品について	救助法第4条第2号及び第3号の記述に即した表記としています。

## 資料2-10 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等で上松町災害対策本部から避難勧告、避難指示が発せられた地域の災害時要援護者（在宅のねたきり高齢者等）が避難を余儀なくされた場合に、上松町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時及び災害の危険がある場合に、何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法の収容施設を含む）において対応が困難となった要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(要援護者の移送)

第6条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が受入れ期間に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 上松町町長 田上 正男

乙 木曾郡上松町大字上松 188-1  
社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル上松  
施設長 北田 治美

## 資料2-11 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者を援護するため、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「福祉避難所」とは、甲が定める災害時における要配慮者避難支援計画などに基づき、要支援者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受け入れる施設とする。

### （対象者）

第3条 この協定における援護の対象となる者（以下、「支援者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない甲の行政区域内に居住する在宅の障がい者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

### （福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲が乙に対し福祉避難所として協力を要請する施設（以下「協力施設という。）は、別表のとおりとする。

### （福祉避難所の開設及び対象者の受入れ）

第5条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受けたときは、協力施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて、甲と協議のうえ受入態勢を整えるとともに、協力施設に福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、対象者の受入れについてあらかじめ協力施設に対し電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面により受入れの要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先及び心身の状況等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、性別、住所又は居所、続柄、連絡先
- (3) 担当者の氏名所属及び連絡先
- (4) 福祉及び医療サービスの利用状況

3 乙は、対象者の福祉避難所への受入時において、対象者の状況を的確に把握するため、対象者の家族等の同伴を求めることがある。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(対象者の移送)

第7条 第5条第2項の規定に基づく要請を乙が了承した場合における福祉避難所への対象者の移送は、原則として対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難と判断される場合においては、甲が対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は乙の責任において行うものとし、甲は乙に対し協力するものとする。

2 乙は、対象者及び家族等に対し必要な食品、被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与をするものとする。

3 乙は、対象者及び家族等の相談等日常生活上の支援並びに対象者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、乙が対象者の受入れに要した経費について、災害救助法関連法令等の定めるところにより所要の実費を負担するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者又はその家族等の情報を他に漏らしてはならない。

(権利業務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうち定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 2月 1日

甲) 長野県木曾郡上松町

上松町長 田上 正男

乙) 長野県木曾郡上松町大字立町1255番地

社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会

理事長 橋本 一郎

(別 表)

対 象 施 設 一 覧

施 設 名 称	所 在 地	家族同伴 の可否	連絡先
障がい者支援施設 上松荘	上松町大字荻原1460	可 ※1	52-2298
(GH) 松の木寮 ※2	〃 緑町3-19	否	52-3381
(GH) ささゆり荘 ※2	〃 大字上松1800-4	否	52-4262
(GH) こぶし荘 ※2	〃 本町通り4-37	否	52-5088
(GH) れんげ荘 ※2	〃 大字小川1794	否	52-4049
(GH) うらしま ※2	〃 大字小川2376-1	否	52-2244
(GH) やまぶき荘 ※2	木曾町福島2114-1	否	22-3112

※1 家族同伴の場合は敷地内にある1件家の提供も可能です。

※2 GHについては、短期入所事業を併設していない所では一時的な緊急避難受入となり、上松荘での受け入れ準備が整い次第移動していただきます。

## 福祉避難所対象者受入申請書

社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会理事長 様

市町村名：

担当部署：

担当者：

ふりがな				
要支援者氏名			性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成	年	月	日
住所 又は居住				
心身の状況等	障がい名		障がいの程度	
	投薬の有無	有 ・ 無	持参日数	
関係者		氏 名	所 属	連 絡 先
	主治医			
	担当者			
連絡先		氏 名 (性 別)	電話番号	続柄
	(1)			
	(2)			
	(3)			

- ※ 1 介助者を伴う場合で対象者と一緒に避難される方は、上記の「連絡先」の欄に記入し、該当の番号に○印を付けてください。（性別まで記入してください。）
- ※ 2 「心身の状況等」については、障がいの状況及び福祉・医療サービスの利用状況等特筆事項を記入してください。
- ※ 3 「避難行動要支援者名簿」を必要に応じ添付していただいても結構です。

## 資料3 災害直前対策

### 資料3-1雨量・水位観測所

#### ■ 雨量観測所

所 属	観 測 所 名	水 系 名	河 川 名	位 置	備 考
国土交通省 (丸山ダム)	桃山	木曾川	木曾川	荻原字小野谷	テレメーター
国土交通省 (木曾川)	赤沢	〃	小川	小川入国有林 129	〃
県	上松	〃	木曾川	上松中学校横	〃
〃	倉本	〃	〃	大字荻原 58	〃
町	公民館	〃	中沢	大字小川 1706	気象観測ロボット
〃	東奥	〃	十王沢	大字小川 687 番地の内	〃
〃	台	〃	小川	大字小川 5997 番地	〃
〃	池の尻	〃	木曾川	大字荻原 247-ロ	〃
JR 東海	上松駅	〃	木曾川	上松駅構内	—

#### ■ 水位観測所

所 属	観 測 所 名	水 系 名	河 川 名	位 置	備 考
国土交通省 (丸山ダム)	桃山	木曾川	木曾川	荻原字小野谷	水位テレメーター
関西電力(株)	桃山 ダム	〃	〃	荻原字小野谷 2298-6	自記

#### ■ 河川監視カメラ

所 属	観 測 所 名	水 系 名	河 川 名	位 置	備 考
町	高倉	木曾川	小川	小川 4230-271	
〃	正島	〃	木曾川	上松町正島町 2-67	
〃	下河原	〃	〃	荻原 1526-3	
〃	諸原	〃	〃	荻原 1388-6	



## 資料4 災害危険箇所

### 資料4-1土石流危険溪流

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	保全対象 人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者施設 関連設	左記以外 の公共施 設	砂指定 有	防地無
※42201001	木曽川左岸	万路沢						
42201002	木曽川左岸	ヒゲ畑沢						
42201003	新茶屋沢	新茶屋沢						
42201004	木曽川左岸	藁ノ上沢						
※42201005	十王沢							
※42201006	十王沢	千畳敷沢						
42201007	十王沢	小野川正股沢						
42201008	十王沢							
※42201009	十王沢	小林沢						
※42201010	十王沢							
※42201011	中沢	大袖沢						
42201012	中沢	尾尻平沢						
42201013	中沢	洞沢						
42201014	中沢	野中沢						
※42201015	中沢							
42201016	荻野沢							
42201017	中沢	荻野沢						
42201018	中沢							
※42201019	中沢							
42201020	中沢	中野沢						
※42201021	木曽川左岸							
42201022	滑川	田代沢						
※42201023	滑川	宮ノ沢						
※42201024	滑川	滑川北又沢						
※42201025	滑川	吉野-1						
※42201026	木曽川左岸	本沢						
※42201027	荻原沢	本沢神沢、荻野沢						
※42201028	木曽川左岸	宮戸沢						
42201029	木曽川左岸	二股沢						
42201030	木曽川左岸	空沢						
※42201031	木曽川左岸	棧沢						
※42201032	木曽川左岸	大沢						
※42201033	木曽川左岸	境の沢						
※42202001	木曽川左岸	杓掛沢						
42202002	木曽川左岸							
42202003	木曽川左岸							
※42202004	木曽川左岸							
※42202005	十王沢川	荒田-1						
※42202006	十王沢	ガンガシラ沢						
42202007	中沢	森下沢						

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	保全対象 人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者施設 連設	左記以外 の公共施 設	砂防指 定地無
42202008	中 沢	ズ マ サ 沢					
42202009	中 沢	モ チャ グ ラ 沢					
※42202010	木曾川左岸	釜 中 沢					
※42202011	木曾川左岸	古 田 小 沢					
※42202012	木曾川左岸	カ ジ カ 沢					
※42203001	木 曾 川	ド ド メ キ 沢					
42203002	板 橋 沢						
42203003	板 橋 沢						
42203004	板 橋 沢						
※42203005	木 曾 川						
42203006	中 沢						
42203007	木 曾 川						
42211001	木 曾 川						
42211002	小 川	灰 沢					
※42211003	小 川	日 雇 沢					
42211004	高 倉 川	ヒ カ ゲ 沢					
42211005	高 倉 川	川 渡 沢					
42211006	小 川	水 晶 坊 沢					
42211007	小 川	上 赤 沢					
42211008	小 川	ド ウ 川 本 谷					
42211009	小 川	ボ ッ サ 道 沢					
42211010	小 川	へ ラ シ 沢					
42211011	小 川	才 児 沢					
42211012	小 川	ウ チ ダ シ 沢					
42211013	小 川	田 口 沢					
42211014	小 川	田 代 沢					
42211015	小 川	長 路 沢					
※42211016	小 川	打 越 沢					
※42211017	小 川	ミ ナ ミ 沢					
42211018	木 曾 川	砂 見 沢					
42211019	木 曾 川	ス ラ ノ 沢					
42211020	木 曾 川	木 賊 沢					
※42212001	木 曾 川	井 戸 沢					
42212002	木 曾 川	肥 沢 1					
42212003	木 曾 川	小 ノ ケ 谷 沢					
42212004	小 川	幅 の 津 沢					
※42212005	小 川	大 小 屋 沢					
※42212006	木 曾 川	大 ト ク サ 沢					
※42213001	小 川	小 川 1					
※42213002	小 川	新 田 1					
※42213003	小 川	大 畑 1					
※42213004	小 川	巾 ノ 津 1					
42213005	小 川	巾 ノ 津 2					
42213006	小 川	田 口 1					

※印については、砂防法第2条による砂防指定地のある溪流

## 資料4-2急傾斜地崩壊危険箇所及び区域

### ■ 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	位置	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象			
					人家戸数	公共的建物	公共施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定
42211001	東野		30	110				
42211002	東里1号		30	30				
42211003	神田		43	50				
42211004	寢覚3号		40	70				
42211005	野口2号		32	70				
42211006	野口		37	70				
42211007	寢覚2号		30	60				
42211008	寢覚5号		34	36				
42211009	小野2号		30	120				
42211010	小野原		30	30				
42211011	寢覚4号		50	30				
42211012	寢覚		35	50				
42211013	南見帰2号		30	60				
42211014	南見帰		32	70				
42211015	東里2号		37	90				
42211016	東里3号		45	8.5				
42211017	東里4号		36	39				
※42211018	近所		35	130				○
※42211019	久保寺		45	100				○
42211020	下松原		40	30				
42211021	小脇2号		33	23				
42211022	小脇1号		35	50				
※42211023	瀬木		40	30				○
42211024	上瀬木		40	70				
42211025	北見帰2号		37	60				
42211026	北見帰		30	60				
42211027	北見帰3号		31	60				
※42211028	上の山2号		40	40				○
※42211029	竹ヶ花		40	15				○
42211030	栄町		35	20				
42211031	上旭町2号		30	110				
※42211032	正島		40	20				○
42211033	正島2号		40	20				
※42211034	正島(船戸尻)		40	30				○
42211035	上旭町1号		30	18				
42211036	砂見沢		32	50				
42211037	新茶谷4号		39	46				
42211038	萬路		40	20				
※42211039	島		40	14				○
42211040	北野1号		31	120				
42211041	木賊1号		40	110				

箇所番号	箇所名	位置	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象			
					人家 戸数	公共的建 物	公共 施設	急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
42211042	上野		45	20				
42211043	島 2 号		30	130				
42211044	大 沢		30	160				
42211045	小野田 2 号		37	60				
42211046	小野田 1 号		32	200				
42211047	田 口 1 号		30	100				
42211048	小 笹 山		35	180				
42211049	高 倉 山		30	150				
42211050	才 児		30	50				
42211051	立 町		34	60				
42211052	宮 戸		40	100				
42211053	倉 本		45	40				
42211054	万 場		55	13				
42211055	諸 原		40	40				
42211056	倉 本 2 号		50	15				
42221001	池 尻		48	6				
42212001	芦 島 1 号		36	30				
42212002	芦 島 3 号		40	20				
42212003	馬 留		30	60				
42212004	萩 原 1 号		30	30				
42212005	二 ツ 山		45	20				
42212006	東 里 5 号							
42212007	小 野 3 号		39	47				
42212008	正 島 3 号		50	10				
42212009	新 茶 谷 3 号		30	90				
42212010	池 島		40	130				
42212011	南 上 条 2 号		45	30				
42212012	木 賊 2 号		30	60				
42212013	北 野 3 号		30	60				
42212014	沓 掛		33	130				
42212015	漆 脇		31	130				
42212016	林 の 平		30	120				
42212017	小 野 田		35	15				
42212018	西 中		34	40				
42212019	田 口 2 号		40	25				
42212020	下 島		35	120				
42212021	留		35	50				
42212022	西 中		36	21				
42212023	高 倉		38	33				
42212024	焼 笹 2 号		45	33				
42212025	幅 ノ 津		42	70				
42212026	焼 笹		30	140				
42212027	西 奥 2 号		30	90				
42212028	西 奥 1 号		32	50				
42212029	新 田		40	80				
42212030	柴 山		32	120				

箇所番号	箇所名	位置	傾斜度 (度)	高さ (m)	保全対象			
					人家戸数	公共的建物	公共施設	急傾斜地崩壊危険区域の指定
42212031	宮戸		40	23				
42212032	櫛ヶ下		34	70				
42212033	萩原沢		33	40				
42212034	登玉		35	100				
42212035	萩原2号		35	110				
42222001	瀬木2号		70	10				
42213001	芦島5号		45	30				
42213002	芦島4号		38	66				
42213003	馬留		32	70				
42213004	東里6号		38	50				
42213005	高山		47	50				
42213006	神田2号		37	30				
42213007	東里7号		34	30				
42213008	荒田		53	90				
42213009	荒田2号		31	90				
42213010	新茶谷5号		34	84				
42213011	笹沢		31	60				
42213012	南上条3号		41	100				
42213013	島3号		34	66				
42213014	北上条		30	120				
42213015	小野田4号		34	80				
42213016	小野田3号		34	110				
42213017	大畑		31	100				
42213018	横手1号		33	50				
42213019	横手2号		32	50				
42213020	西中3号		40	76				
42213021	高倉2号		36	50				
42213022	新田2号		32	70				
42213023	柴山2号		32	50				
42213024	立町2号		39	80				
42213025	倉本3号		36	50				
42213026	宮戸3号		34	130				

※印については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条による急傾斜地崩壊危険区域に指定済み箇所

■ 急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	箇所名	面積(ha)	指定年月日	保全対象(戸)	備考
	上の山		S44.12.25		長野県告示第 688 号
	竹ヶ花		S51.10.14		長野県告示台 534 号
	上の山 2 号		S55.2.21		長野年告示第 100 号
	島		S56.3.30		長野県告示第 323 号
	瀬木		S61.4.3		長野県告示第 360 号
	久保寺		H12.5.25		長野県告示第 335 号
	正島		H12.5.25		長野県告示第 335 号
	上の山		H12.8.7		長野県告示第 469 号
	近所 1		H17.3.31		長野県告示第 178 号
	近所 2		H17.3.31		長野県告示第 178 号

### 資料4-3 地すべり危険箇所

箇所番号	箇所名	地区名	対象戸数 (戸)	指定面積 (ha)
200107	神 田			
200108	徳 原			
386	見 帰			
387	黒 田			
388	黒 田 原			

## 資料4-4 土砂災害警戒区域等

### ■ 急傾斜地の崩壊

危険箇所番号	区域の名称	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)	人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)
K07422001	才 児 1 号	1	7,737	180.0	0	4,410	180.0
K07422002	才 児 2 号	1	3,305	45.0	0	1,958	75.0
K07422003	才 児 3 号	1	8,136	135.0	1	5,589	135.0
K07422004	焼 笹 1 号	0	7,861	140.0	2	11,740	140.0
K07422005	焼 笹 2 号	2	16,973	370.0	6	32,398	313.0
K07422006	焼 笹 3 号	0	15,790	255.0	2	33,272	255.0
K07422007	下 島 1 号	0	16,610	300.0	0	12,754	300.0
K07422008	下 島 2 号	0	7,141	170.0	1	7,974	170.0
K07442009	田 口 1 号	1	1,249	35.0	1	791	35.0
K07422010	田 口 2 号	2	2,357	90.0	0	990	90.0
K07422011	田 口 3 号	1	27,233	360.0	0	9,291	270.0
K07422012	田 口 4 号	5	8,482	195.0	1	6,324	195.0
K07422013	田 口 5 号	1	3,171	80.0	1	3,237	80.0
K07422014	林 の 平	1	2,136	40.0	2	4,101	40.0
K07422015	小 野 田	3	4,538	130.0	0	2,965	130.0
K07422016	島	23	23,935	485.0	7	13,065	292.0
K07422017	上 野	4	13,162	230.0	3	17,102	230.0
K07422018	木 賊 1 号	5	3,733	60.0	2	2,974	60.0
K07422019	木 賊 2 号	5	15,346	340.0	2	25,627	340.0
K07422020	木 賊 3 号	18	12,121	235.0	5	16,364	235.0
K07422021	木 賊 4 号	3	5,418	145.0	0	15,469	145.0
K07422022	池 島 1 号	4	14,816	260.0	0	10,786	260.0
K07422023	池 島 2 号	2	12,335	280.0	5	12,772	280.0
K07422024	池 島 3 号	1	3,906	90.0	1	3,809	90.0
K07422025	杳 掛 1 号	3	5,681	120.0	3	11,592	120.0
K07442026	杳 掛 2 号	1	764	40.0	0	1,768	40.0
K07442027	万 路	3	6,900	135.0	1	4,150	165.0
K07442028	新茶谷 1 号	0	10,431	270.0	0	11,330	270.0
K07422029	新茶谷 2 号	1	12,345	225.0	0	13,549	225.0
K07422030	新茶谷 3 号	0	1,874	30.0	0	1,277	30.0
K07422031	新茶谷 4 号	0	1,824	30.0	0	2,029	30.0
K07422032	二 ツ 山	1	2,925	90.0	0	1,817	90.0
K07422033	馬 留	0	4,497	140.0	1	3,958	140.0
K07422034	新茶谷 5 号	0	2,999	75.0	1	2,535	75.0
K07422035	新茶谷 6 号	1	1,508	50.0	0	814	50.0
K07422036	新茶谷 7 号	6	9,218	180.0	0	12,820	180.0
K07422037	新茶谷 8 号	5	5,533	145.0	0	1,427	36.0
K07422038	上旭町 1 号	8	2,759	145.0	0	2,392	145.0
K07422039	下旭町 1 号	48	2,239	120.0	0	2,629	120.0
K07422040	下旭町 2 号	10	2,315	145.0	0	1,453	145.0
K07422041	上旭町 2 号	13	13,865	375.0	1	25,782	375.0
K07422042	小 脇 1 号	21	16,311	300.0	6	41,589	300.0
K07422043	小 脇 2 号	6	9,059	195.0	3	18,156	195.0
K07422044	小 脇 3 号	4	5,351	50.0	3	2,950	50.0



危険箇所番号	区域の名称	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)	人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)
K07422045	小 脇 4 号	4	13,512	260.0	0	19,462	260.0
K07422046	小 脇 5 号	8	9,092	315.0	1	6,525	315.0
K07422047	芦 島 1 号	5	31,372	690.0	3	31,489	690.0
K07422048	正 島 1 号	6	3,523	230.0	0	2,834	230.0
K07422049	正 島 2 号	8	5,665	175.0	0	600	61.0
K07422050	正 島 3 号	5	2,606	100.0	5	676	100.0
K07422051	正 島	23	27,113	485.0	3	3,756	212.0
K07422052	正 島	13	10,099	140.0	0	0	0.0
K07422053	田 方	6	3,266	80.0	2	946	46.0
K07422054	宮 前	20	5,518	170.0	2	1,645	99.0
K07422055	瀬 木	22	28,749	205.0	0	0	0.0
K07422056	瀬 木	14	5,045	80.0	0	0	0.0
K07422057	池 尻	9	3,119	110.0	2	1,193	101.0
K07422058	上の山(2号)	62	39,229	445.0	6	2,171	94.0
K07422059	竹 ケ 花	14	4,619	95.0	0	0	0.0
K07422060	久 保 寺	25	39,538	505.0	0	0	0.0
K07422061	近 所	12	16,117	170.0	0	0	0.0
K07422062	東 里 1 号	26	28,685	440.0	4	12,535	294.0
K07422063	北見帰 1 号	13	12,902	350.0	6	18,107	350.0
K07422064	北見帰 2 号	8	10,030	210.0	1	14,204	210.0
K07422065	南見帰 1 号	8	13,450	275.0	5	25,430	275.0
K07422066	東 里 2 号	10	3,207	70.0	0	7,917	70.0
K07422067	野 口 1 号	8	7,960	145.0	6	7,513	145.0
K07422068	野 口 2 号	10	14,797	275.0	2	14,338	275.0
K07422069	東 里 3 号	4	5,448	100.0	2	5,282	100.0
K07422070	神 田 1 号	1	3,410	70.0	1	2,543	70.0
K07422071	神 田 2 号	1	3,373	55.0	0	1,911	55.0
K07422072	南見帰 2 号	4	4,461	130.0	1	20,049	130.0
K07422073	寝 覚 1 号	13	11,924	230.0	7	13,029	230.0
K07422074	寝 覚 2 号	13	10,550	195.0	1	10,490	195.0
K07422075	寝 覚 3 号	8	7,507	150.0	6	11,039	150.0
K07422076	下 松 原	13	15,477	470.0	0	22,741	470.0
K07422077	寝 覚 4 号	12	21,310	500.0	1	12,710	500.0
K07422078	寝 覚 5 号	3	4,558	160.0	2	1,852	160.0
K07422079	小 野 1 号	2	7,469	490.0	0	16,062	490.0
K07422080	小 野 2 号	1	2,472	170.0	0	2,566	170.0
K07422081	小 野 3 号	8	17,429	325.0	4	36,309	325.0
K07422082	荻 原 1 号	3	3,074	120.0	0	1,106	120.0
K07422083	荻 原 2 号	2	1,788	200	0	4,160	130.0
K07422084	荻 原 3 号	1	4,562	90.0	0	4,270	90.0
K07422085	東 野	6	6,771	210.0	2	16,499	210.0
K07422086	櫛ヶ下 1 号	2	2,694	150.0	0	6,558	150.0
K07422087	荻 原 沢	0	6,141	130.0	1	8,890	130.0
K07422088	櫛ヶ下 2 号	0	12,447	215.0	2	25,057	215.0
K07422089	宮 戸 1 号	3	5,697	110.0	0	2,914	110.0
K07422090	宮 戸 2 号	2	3,453	70.0	1	2,894	70.0
K07422091	宮 戸 3 号	4	10,794	270.0	2	3,662	270.0
K07422092	立 町 1 号	0	1,445	35.0	0	1,304	35.0
K07422093	立 町 2 号	0	9,119	230.0	0	19,287	230.0

危険箇所番号	区域の名称	警戒区域			特別警戒区域		
		人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)	人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	延長 (m)
K07422094	倉本1号	3	8,573	205.0	5	8,252	205.0
K07422095	倉本新田	0	1,354	120.0	2	12,485	120.0
K07422096	倉本2号	1	787	95.0	0	2,364	95.0
K07422097	万場	4	5,366	270.0	0	6,397	270.0
K07422098	登玉	0	7,094	150.0	1	4,781	150.0
K07422099	諸原	3	9,232	185.0	0	13,685	185.0
K07422100	下河原	1	5,323	110.0	0	4,540	110.0
K07422101	小野ヶ谷1号	0	7,197	200.0	0	26,339	200.0
K07422102	小路方	0	5,961	120.0	0	9,075	120.0
K07422103	島2号	0	13,323	260.0	0	20,662	260.0
K07422104	灰沢1号	1	4,890	105.0	0	6,045	105.0
K07422105	灰沢2号	0	4,408	80.0	0	7,637	80.0
K07422106	小田野新田	0	5,214	195.0	1	4,002	195.0
K07422107	高倉1号	2	26,736	570.0	4	42,390	570.0
K07422108	高倉2号	0	1,554	55.0	1	761	55.0
K07422109	長瀬	0	7,422	160.0	0	19,382	160.0

■ 土石流

危険箇所番号	区域の名称	警戒区域		特別警戒区域	
		人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )
D07-422-001	カラ沢	4	42,875	0	1,692
D07-422-002	万路沢	0	36,861	0	14,689
D07-422-003	新茶屋-1	0	23,955	0	256
D07-422-004	元屋敷ノ沢	2	27,520	0	12
D07-422-005	巢山沢	0	10,820	0	3,637
D07-422-006	イミッサ沢	0	12,463	0	212
D07-422-007	正ノ沢	1	25,432	0	1,319
D07-422-008	板橋沢	2	79,820	1	67,259
D07-422-009	井口ノ沢	3	15,882	0	148
D07-422-010	笹沢-1	0	10,763	0	2,208
D07-422-011	北の沢	22	31,772	0	1,213
D07-422-012	墓ノ上沢	122	86,944	0	187
D07-422-013	千畳敷沢	44	37,622	1	321
D07-422-014	小脇-1	46	45,347	0	43
D07-422-015	穴沢	3	53,646	0	579
D07-422-016	荒田-1	3	32,272	0	608
D07-422-017	芦島-1	2	24,762	0	4,164
D07-422-018	十王沢	305	452,495	0	0
D07-422-019	カワガシラ沢	1	14,470	0	1,511
D07-422-020	瀬木-1	14	15,288	0	368
D07-422-021	小林沢	21	13,173	0	0
D07-422-022	聖沢	160	138,805	0	611
D07-422-023	天狗山-1	111	101,805	0	611
D07-422-024	近所-1	26	48,839	3	1,246
D07-422-025	近所-2	38	60,293	0	609
D07-422-026	野中ノ沢	24	27,995	0	154
D07-422-027	森上ノ沢	36	42,373	0	975
D07-422-028	森下沢	7	24,510	0	137
D07-422-029	ズマサ沢	3	21,422	0	137
D07-422-030	大奈良-1	0	3,729	0	0
D07-422-031	大木-1	1	5,166	0	42
D07-422-032	樽沢	3	74,259	0	6,478
D07-422-033	萩野沢	1	63,271	0	8,342
D07-422-034	コウジ沢	0	9,004	0	189
D07-422-035	大林ノ沢	5	8,655	0	153
D07-422-036	峠ノ沢	17	20,221	0	280
D07-422-037	笹ノ洞沢	15	20,672		432
D07-422-038	モチャグラ沢	1	7,171	0	318
D07-422-039	ミネコイ沢	42	70,467	0	714
D07-422-040	田代沢	49	123,120	5	2,087
D07-422-041	宮ノ沢	43	50,060	0	0
D07-422-042	北俣沢	1	1,045,492	0	74,412
D07-422-043	吉野-1	5	68,740	0	92
D07-422-044	釜中沢	0	1,987	0	1,759
D07-422-045	本沢	23	67,578	0	226
D07-422-046	萩原沢	2	100,419	0	14,716
D07-422-047	宮戸沢	1	10,846	0	2,935

危険箇所番号	区域の名称	警戒区域		特別警戒区域	
		人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )	人家 戸数	面積 (m <sup>2</sup> )
D07-422-048	二 双 沢	10	4,288	0	20
D07-422-049	空 沢	5	11,718	0	894
D07-422-050	棧 沢	0	13,045	0	0
D07-422-051	古 田 小 沢	1	18,850	0	650
D07-422-052	大 沢	0	49,984	0	6,741
D07-422-053	カ ジ カ 沢	5	28,564	0	1,546
D07-422-054	境 の 沢	2	54,091	0	5,252
D07-422-055	井 戸 沢	2	47,186	0	1,330
D07-422-056	下 河 原 1	1	57,313	0	2,146
D07-422-057	ナ メ リ 沢	1	49,146	0	2,084
D07-422-057	小 野 ケ 谷 1	0	26,989	1	4,490
D07-422-058	小 野 ケ 谷 2	1	28,618	1	3,349
D07-422-061	灰 沢	2	71,238	0	2,913
D07-422-062	日 雇 沢	0	96,066	0	16,065
D07-422-063	ナ ア ク ボ 沢	0	12,847	0	456
D07-422-064	練 沢	6	27,913	0	322
D07-422-065	ヒ カ ゲ 沢	2	51,513	0	322
D07-422-066	川 渡 沢	4	39,380	0	4,686
D07-422-067	水 晶 坊 沢	1	39,380	0	4,686
D07-422-068	上 赤 沢	0	10,128	0	0
D07-422-069	ド ウ 川 本 谷	0	36,740	0	3,877
D07-422-070	ボ ッ サ 道 沢	6	48,328	0	1,184
D07-422-071	へ ラ シ 沢	13	153,153	0	3,595
D07-422-072	オ 児 沢	11	63,072	0	2,142
D07-422-073	ウ チ ダ シ 沢	5	46,958	0	3,225
D07-422-074	ト ゲ 沢	0	15,828	0	3,137
D07-422-075	幅 ノ 津 沢	2	31,262	0	12,832
D07-422-076	幅 ノ 津	0	40,316	0	9,160
D07-422-077	田 口 上 1	0	17,238	0	4,937
D07-422-078	ジャンノ窪沢	2	47,876	0	3,116
D07-422-079	田 口 沢	0	64,908	6	10,970
D07-422-080	田 代 沢	17	158,929	0	5,768
D07-422-081	林 の 平 1	14	81,026	0	559
D07-422-082	打 越 沢	14	23,267	1	5,580
D07-422-083	ミ ナ ミ 沢	74	87,788	0	2,484
D07-422-084	砂 見 沢	3	14,019	5	1,120
D07-422-085	ス ラ ノ 沢	7	38,317	1	2,219
D07-422-086	木 賊 沢	5	55,674	1	6,519
D07-422-087	大トクサ沢 1	1	30,280	0	1,812
D07-422-088	大トクサ沢 2	13	30,761	0	1,102
D07-422-089	芦 島 - 2	0	4,536	0	1,105
D07-422-090	戸 沢	0	8,514	0	3,028
D07-422-091	荻 原 沢	2	46,616	0	3,623

資料4-5重要水防区域

河川名	河川管理者名	河川種別	左右岸の別	延長(m)	箇所	場所	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
木曾川	県	1級	左	65	1	下旭町裏	9.0	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ
	県	1級	左	680	1	小川橋上流・下流正島地区	9.0	堤防高不足水越	積土俵
			右	200	1				
	県	1級	左	250	1	諸原立町諸原橋上・下流	6.0	"	"
			右	200	1				
	県	1級	右	455	1	下河原橋上下流	6.0	"	"
	県	1級	右	300	1	池島東洋林工上流	3.0	堤防高不足水越・決壊	積土俵、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	寝覚の床	4.0	"	蛇籠布せ
	県	1級	左	70	1	小野穴沢出合上下流	5.0	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	下河原グランド	6.0	"	"
	県	1級	左	200	1	名木工業	5.0	"	積土俵、蛇籠布せ
	県	1級	左	200	1	池の尻下(ます池裏)	4.0	堤防高不足水越	積土俵
	県	1級	右	100	1	栈温泉旅館	7.0	"	"
県	1級	左	200	1	荻原	6.0	"	"	
県	1級	左	200	1	倉本	2.5	堤防高不足水越	積土俵	
十王沢川	県	1級	左	500	1	瀬木	2.5	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ
			右	500	1				
	県	1級	左	100	1	下旭町上正島橋	2.5	"	"
			右	300	1				
県	1級	左	200	1	小脇橋上	2.5	無堤地水越	積土俵、蛇籠布せ	
		右	200	1					
県	1級	左	110	1	上十王橋下町流	2.5	護岸等の決壊	木流し、蛇籠布せ	
右	110	1							
滑川	県	1級	左	150	1	吉野橋下	3.0	"	"
			右	100	1				
	県	1級	左	100	1	吉野橋下	3.0	"	"
右	100	1							
小川	県	1級	左	90	1	大畑橋下	3.0	堤防高不足水越	積土俵
			右	100	1				
	県	1級	右	150	1	新田	3.0	決壊	蛇籠布せ
	県	1級	左	50	1	島	3.0	越水	積土俵
	県	1級	左	50	1	最中	3.0	決壊	木流し、蛇籠布せ
			右	250	1				
	県	1級	左	150	1	小路方橋上下	3.0	越水	"
県	1級	左	150	1	田口	3.0	"	積土俵	
県	1級	左	150	1	大沢	3.0	決壊	蛇籠布せ	

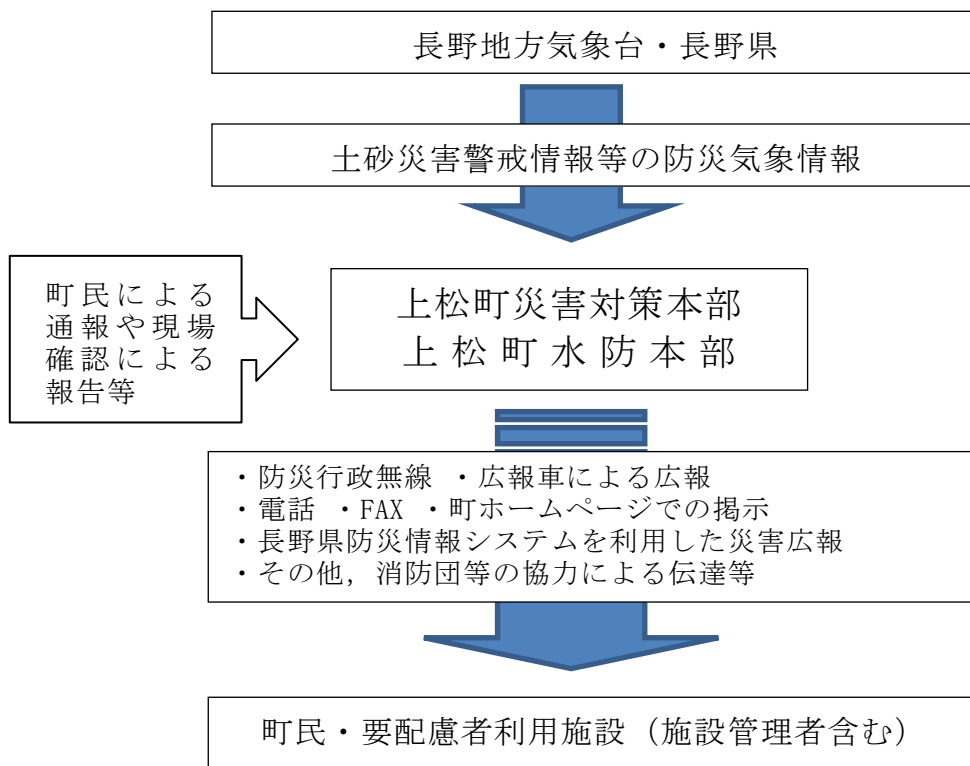
河川名	河川管理者名	河川種別	左右岸の別	延長(m)	箇所	場所	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
中沢川	県	1級	左	40	1	栄中沢橋	2.0	護岸等の壊	木流し、蛇籠布せ
			右	140	1				
	県	1級	左	200	1	野仏法橋	1.5	"	"
			右	200	1				
空沢	町	準用	左	100	1	立	1.5	"	
			右	72	1				
古田小沢	町	準用	左	50	1	倉	1.5	堤防高不足水	積土俵
			右	50	1				
穴沢	町	準用	左	50	1	小野穴沢	1.5	"	"
			右	50	1				
計				8,342	46				

## 資料5 要配慮者利用施設

### 資料5-1 土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	所在地
1	特別養護老人ホーム グレイスフル上松	上松町大字上松 188-1
2	グループホーム こぶし荘	上松町本町通り 4-37
3	グループホーム れんげ荘	上松町大字小川 1794
4	グループホーム うらしま	上松町大字小川 2361-7
5	障がい者支援施設 上松荘	上松町大字荻原 1460
6	就労継続支援 A 型 ワークステーションすてっぷ	上松町大字荻原 1460
7	上松町老人憩の家	上松町緑町 1-719
8	上松町地域包括支援センター	上松町大字小川 1658-1
9	デイサービスセンター上松	上松町大字小川 1683-1
10	学童保育 おひさまクラブ	上松町大字小川 1814
11	養護老人ホーム 木曾寮	上松町大字荻原大字 2404-1
12	上松中学校	上松町大字上松 1757-1

## 資料5-2 土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者施設等利用者の円滑な警戒避難が行われるための予報及び警報（避難勧告・指指示含む）の伝達方法



### ◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十二年五月八日法律第五十七号）

最終改正：平成二十九年五月十九日公布（平成二十九年法律第三十一号）改正

#### （警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。



## 資料6 救助・救急・医療関係

### 資料6-1 災害用医薬品備蓄事業所一覧

氏名	所在地	電話番号
鍋林(株) 佐久営業所	〒385-0027 佐久市佐久平駅北 27-1	(0267)66-7455
株式会社メディセオ 上田支店	〒386-0041 上田市大字秋和 262	(0268)22-3510
岡野薬品(株) 諏訪営業所	〒393-0047 諏訪郡下諏訪町西赤砂 4353-2	(0266)28-4151
鍋林(株) 岡谷営業所	〒384-0085 岡谷市長地小萩 1-13-11	(0266)27-1171
岡野薬品(株) 伊那営業所	〒399-4511 上伊那郡南箕輪村字大畑 6552-1	(0265)72-5271
株式会社メディセオ 伊那支店	〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 9003-1	(0265)72-6155
株式会社メディセオ 飯田支店	〒395-0152 飯田市育良町 2-24-1	(0265)25-2625
鍋林(株) 飯田営業所	〒395-0154 飯田市下殿岡 263-1	(0265)25-1600
(株)スズケン 塩尻支店	〒399-0716 塩尻市栈敷 212	(0263)54-3311
岡野薬品(株)	〒390-8501 松本市本庄 1-5-14	(0263)33-3330
鍋林(株)	〒390-8722 松本市双葉 8-10	(0263)27-6545
アルフレッサ(株) 長野支店	〒381-2217 長野市稲里町中央 4-4-12	(026)283-6611
東邦薬品(株) 長野営業所	〒381-2224 長野市川中島町原 521-13	(026)292-7755

## 資料6-2 災害用医薬品一覧

備蓄数量は、災害用医薬品備蓄事業所（資料 6-1 参照）における備蓄量である。

〈内服薬〉

薬効別	成分名	規格単位	最低備蓄量
催眠鎮静剤	トリアゾラム	0.25mg	440T
解熱鎮痛剤	インドメタシン	25mg	2200CP
消炎鎮痛剤	ロキソプロフェンナトリウム	60mg	440T
抗不安薬	ジアゼパム	2mg	2640T
消化器用剤(鎮痙剤)	臭化ブチルスコポラミン	10mg	540T
消化器用剤(制吐剤)	塩酸メトクプラミド	5mg	540T
消化器用剤(止しゃ剤)	塩酸ロペラミド	1mg	360CP
消化器用剤(下剤)	センナ葉エキス	12mg	140T
抗生物質(ニューキノロン系)	レボフロキサシン	100mg	880T
抗生物質(マクロライド系)	クラリスロマイシン	200mg	120T
	クラリスロマイシン(小児用)	10% 1g	180P
抗生物質(セフェム系)	セフポドキシムプロキセチル	100mg	300T
抗ウイルス剤	リオ酸オセルタミビル	75mg	300CP
	リオ酸オセルタミビル(小児用)	3% 1g	150g
循環器用剤(降圧剤)	ニフェジピン	10mg	220T
	ニフェジピン(徐放剤)	10mg	140T
冠血管拡張剤	硝酸イソソルビド	20mg	140T
	ニトログリセリン	0.3mg	210T
抗ヒスタミン剤	メキタジン	3mg	140T

〈注射薬〉

薬効別	成分名	規格単位	最低備蓄量
催眠鎮静剤	ジアゼパム	10mg	440A
鎮痛剤	ペンタゾシン	15mg	320A
抗痙攣薬	フェノバルビタール	100mg	110A
交感神経刺激剤	ノルエピネフリン	1mg	220A
	エピネフリン	1mg	220A
利尿剤	フロセミド	20mg	100A
気管支拡張剤	アミノフィリン	250mg	180A
副腎皮質ホルモン剤	メチルプレドニゾロン	125mg	110A
消化器用剤(鎮痙剤)	臭化ブチルスコポラミン	20mg	110A
抗生物質(アミノグリコシド系)	硫酸アミカシン	200mg	360V
抗生物質(ペニシリン系)	アンピシリン・クロキサシリン	1g	180V

薬効別	成分名	規格単位	最低備蓄量
抗生物質(セフェム系)	セファゾリンナトリウム	1g	180V
輸液(糖類)	ブドウ糖	5% 500ml	80本
輸液(維持液)	1/3Darrow液 KN補液 MG3号	500ml	460本
輸液(細胞外液補充液)	乳液リンゲル液	500ml	300本
輸液(血漿補充液)	低分子デキストラン	500ml	500本
生理食塩水	生理食塩	20ml	660本
生理食塩水	生理食塩	500ml	500本

(外用薬)

薬効別	成分名	規格単位	最低備蓄量
局所麻酔薬	塩酸リドカイン	2% 30ml	10本
抗生物質(外皮用)	硫酸ゲンタマイシン	0.10% 10g	110本
	硫酸フラジオマイシン	10*10cm 1枚	100枚
熱傷治療剤	滅菌凍結乾燥豚真皮	12*15 cm 1枚	20枚
消炎鎮痛剤(貼付剤)	インドメタシン	10*14 cm 1枚	1600枚
消炎鎮痛剤(坐薬)	インドメタシン	50mg	100個
	ジクロフェナクナトリウム	50mg	100個
	アセトアミノフェン	100mg	40個
消毒剤	グルコン酸クロルヘキシジン	20% 500ml	8本
	エチルアルコール	70% 500ml	12本
	塩化ベンザルコニウム	0.20% 300ml	20本
	ポピドンヨード	10% 250ml	86本
含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30ml	20本
合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	0.50% 5ml	36本
洗浄用生理食塩水	整理食塩	500ml	704本

## (衛生材料)

薬効別	規格・単位	中信地区以外	中信地区
絆創膏(紙テープ)	12mm*9m	280	420
絆創膏(布テープ)	12mm*5m	120	180
救急絆創膏	M サイズ 19mm*72mm	13,200	19,800
滅菌ガーゼ	30cm*30cm 4つ折り	20	30
	7.5cm*10cm	4,000	6,000
脱脂綿	100g	264	396
清浄綿	0.02%ヒビテン液浸透	5,200	7,800
三角巾	大	160	240
伸縮包帯	5cm*5m	280	420
網包帯	大(1.6m)	360	540
プラスチックプリント材	腕用(M)	120	180
	足用(L)	120	180
マスク	ディスポーザブル	120	180
ディスポ手袋(滅菌品)	プラテック 中	120	180
輸液セット	翼状針 ベニユーラ針 三方活栓付き	1,320	1,980
小児輸液セット	翼状針 ベニユーラ針 三方活栓付き	840	1,260
ディスポーザブル注射器	1ml	440	660
	2.5ml	440	660
	5ml	640	960
	10ml	440	660
	30ml	1,200	1,800
	50ml	1,360	2,040
ディスポーザブル注射針	21G	1,000	1,500
	22G 1.25	1,000	1,500
	23G	1,000	1,500
	25G	1,000	1,500
ディスポーザブル翼状針	23G 又は 25G	1,000	1,500

## 資料7 消防関係

### 資料7-1 消防団現有消防力

■ 上松町消防団現有消防力（人員）

	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	副 班 長	団 員	計
本 部	1	2	4	0	3	2	0	1	13
第1分団			1	1	1	10	7	19	39
第2分団			1	1	1	7	7	21	38
第3分団			1	1	1	11	7	15	36
第4分団			1	1	1	6	7	16	32
合 計	1	2	8	4	7	36	28	72	158

(平成30年9月1日現在)

■ 上松町現有消防力（機械力）（台）

区 分	本 部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	計
指 令 車	1					1
水槽付消防ポンプ自動車		1				1
消防ポンプ自動車		1	2	1	1	5
小型動力ポンプ積載車		1	1	2	1	5
小型動力ポンプ		1	1	3	1	6

(平成30年4月1日現在)

## 資料7-2 上松町消防自動車一覧

所 属	種 別	積 載 機 械	車 種	登 録 番 号	年 式	年 数
本 部	指 令 車		トヨタ ハイエース	松本 801 る 1	平成 21 年	9 年
第 1 分団	水槽付ポンプ車		ニッサン ディーゼル	松本 800 さ 689	平成 11 年	19 年
	ポ ン プ 車		トヨタ ダイナ	松本 830 さ 202	平成 16 年	14 年
	積 載 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 た 103	平成 30 年	0 年
第 2 分団	ポ ン プ 車		トヨタ ダイナ	松本 830 す 211	平成 21 年	9 年
	積 載 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 す 502	平成 16 年	14 年
	ポ ン プ 車		いすゞ エルフ	松本 830 そ 203	平成 28 年	2 年
第 3 分団	ポ ン プ 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 さ 301	平成 14 年	16 年
	積 載 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 さ 602	平成 15 年	15 年
	積 載 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 ち 303	平成 30 年	0 年
第 4 分団	ポ ン プ 車		トヨタ ダイナ	松本 830 す 401	平成 22 年	8 年
	積 載 車	小型ポンプ	トヨタ ダイナ	松本 830 す 402	平成 15 年	15 年

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

## 資料7-3 消防署車両配備状況

木曾広域消防本部 木 曾 消 防 署	台数	北 分 署	台数	南 分 署	台数	救急分遣署	台数
水槽付ポンプ車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1	ポンプ車	1
救助工作車	1	指令車	1	指令車	1	高規格救急車	1
指揮隊車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1		
高規格救急車	1	査察車	1	査察車	1		
非常用救急車	2						
資材搬送車	1						
査察車	2						
公用車	1						
事務連絡車	1						

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

## 資料7-4 消防水利現況

分 団 別	防 火 水 槽 基 数 (基)	防 火 水 槽 容 量 (t)	消 火 栓 基 数 (基)
第 1 分 団	25	854	
第 2 分 団	25	896	
第 3 分 団	15	639	
第 4 分 団	13	460	
全 体	78	2,849	338

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

## 資料8 水防関係

### 資料8-1 水防倉庫施設、資機材の状況

#### ■ 水防倉庫の位置と管理団体

名 称	住 所	管 理 団 体
正島消防器具庫	正島町 2-68	上松町・上松町消防団

#### ■ 団が管理する倉庫の備蓄資機材

資 機 材 名
スコップ ビニールシート 土のう袋

### 資料8-2 出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はんらん区域内外の別	名 称	構 造 の 要 概	遮 断 水 位 (m)	管 理 者
木曾川	一級	町道諸原線・立町	内	諸原橋	木造吊橋	4.0	上松町長
古田小沢	準用	国道19号・倉本	内	古田小沢橋	PC単純桁橋	1.5	国土交通大臣
木曾川	一級	町道下河原線・下河原	内	下河原橋	P C 橋	4.0	上松町長
穴沢	準用	国道19号・小野	内	穴沢橋	PC単純桁橋	1.5	国土交通大臣
トドメキ沢	準用	町道長坂沓掛・新茶屋	外	雲呑橋	PC単純桁橋	1.5	上松町長
板橋沢	準用	町道長坂沓掛・新茶屋	外	新茶屋橋	PC単純桁橋	2.0	上松町長



## 資料9 緊急輸送関係

### 資料9-1 近隣市町村輸送業者一覧

業者名	所在地	電話番号
上松陸送（株）	長野県木曾郡上松町旭町 7	0264-52-2409
有限会社朝日輸送サービス	長野県木曾郡木曾町日義上村 1694	0264-26-2735
有限会社大平運輸	長野県木曾郡南木曾町吾妻 3681-1	0264-58-2304
木曾交通宅配便	長野県木曾郡木曾町福島西村 5811-1	0264-22-3666
近物レックス（株）木曾福島営業所	長野県木曾郡木曾町日義 4757	0264-22-2484
東海西濃運輸（株）上松営業所	長野県木曾郡上松町大字荻原小野 2371	0264-52-2603
田中屋	長野県木曾郡木曾町福島上町 5097-1	0264-22-2171
日本通運（株）松本営業所	長野県松本市笹賀 5652-9	0263-24-2259
三殿陸送（有）	長野県木曾郡南木曾町読書神戸 3222-1	0264-57-2266
ヤマト運輸（株）松本サービスセンター	長野県塩尻市大字広丘野村 1945-1	0570-200-743

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

## 資料9-2 町有車両一覧

### ■ 緊急通行車両事前届出済車両

管 理 課 係	車 名	登録番号	乗車定員	無線の有無	無線 No.	備 考
消防(危機管理課)	トヨタ ハイエース	松本 801 る 1	9	有	1	団本部
消防(危機管理課)	ニッサン ディーゼル	松本 800 さ 689	7	有	101	第 1 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 さ 202	10	有	102	第 1 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 た 103	8	有	103	第 1 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 す 211	10	有	201	第 2 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 す 502	9	有	202	第 2 分団
消防(危機管理課)	いすゞ エルフ	松本 830 そ 203	10	有	203	第 2 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 さ 301	10	有	301	第 3 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 さ 602	9	有	302	第 3 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 ち 303	8	有	303	第 3 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 す 401	10	有	401	第 4 分団
消防(危機管理課)	トヨタ ダイナ	松本 830 す 402	9	有	402	第 4 分団

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

### ■ 上松町社会福祉協議会所有車両

車 名	登録番号	乗車定員	無線の有無	備 考
トヨタ ハイエース	松本 800 す 806	9	無	身体障害者輸送車
トヨタ アイシス	松本 300 む 28	7	無	スライドアップシート
ダイハツ アトレーワゴン	松本 880 あ 367	4	無	患者輸送車
ホンダ ステップワゴン	松本 501 ぬ 5468	8	無	送迎者

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

### ■ 上松町デイサービスセンター所有車両

車 名	登録番号	乗車定員	無線の有無	備 考
ニッサン キャラバン	松本 800 さ 5136	10	無	車椅子移動車

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

## 資料10 避難収容関係

### 資料10-1 指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧

#### ■ 指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	収容人数(人)
1	ひのきの里総合文化センター	上松 159-4	0264-52-2736	250人
2	上松町公民館	小川 1706	0264-52-2111	250人
3	上松小学校体育館	緑町 2-1696 付近	0264-52-2002	200人
4	上松町社会体育館	緑町 2-1696 付近		250人
5	上松中学校体育館	上松 1757-1		250人

#### ■ 指定緊急避難場所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	収容人数(人)	対応する災害種別
1	北上条公民館	上松 1355		20人	洪水・土砂災害
2	棧グリーンパーク	上松 1302-154 付近		30人	洪水・土砂災害・地震
3	池島住宅集会所	上松 1537		20人	洪水・土砂災害・地震
4	南上条集会所	上松 1619-1		30人	洪水・地震
5	旭町集会所	上松 188-51		40人	洪水・地震
6	関西電力社宅前広場	上松 188 付近		20人	洪水・地震
7	旧鬼瀨橋左岸付近	上松 188-24 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
8	下旭町公園	旭町 14 付近		20人	洪水・地震
9	丸山月極駐車場	旭町 10-3 付近		20人	洪水・地震
10	上松陸送トラック駐車場	正島町 1-384-2 付近		20人	洪水・地震
11	森林管理署公務員宿舎 <sup>パーキング</sup>	上松 188-83 付近		20人	洪水・地震
12	小脇団地入口水道施設横空き地	小川 108-2 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
13	山田印刷横駐車場	本町通り 2-19-1 付近		20人	洪水・土砂災害・地震
14	ひのきの里総合文化センター	上松 159-4	0264-52-2736	250人	洪水・土砂災害・地震
15	駅前ふれあい広場	上松 159 付近		40人	洪水・土砂災害・地震
16	上松小学校給食センター前	緑町 2-1696 付近		20人	洪水・土砂災害・地震
17	上松小学校校庭南側	上松 709		300人	洪水・土砂災害・地震
18	上松小学校体育館	緑町 2-1696 付近		200人	洪水・土砂災害・地震
19	上松保育園園庭	緑町 3-5		40人	洪水・土砂災害・地震
20	東奥農業生活改善センター	小川 683-1	0264-52-5105	20人	洪水・土砂災害・地震
21	高山林業後継者研修センター	小川 320-イ		20人	洪水・地震
22	上松町公民館	小川 1706	0264-52-2111	100人	洪水・土砂災害・地震
23	上松町公民館駐車場	小川 1706		60人	洪水・土砂災害・地震
24	上松町社会体育館	小川 1706	0264-52-2111	250人	洪水・土砂災害・地震
25	東里生活改善センター	小川 1362	0264-52-2861	40人	洪水・土砂災害・地震
26	東小川生活改善センター	小川 880-2	0264-52-2763	20人	洪水・地震
27	野口住宅 3・4 号棟前駐車場	小川 1347-2 付近		10人	洪水・地震
28	近所住宅 E 棟横町道	小川 1399 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
29	近所住宅集会所	小川 1388		20人	洪水・地震

番号	施設名	所在地	電話番号	収容人数(人)	対応する災害種別
30	島防災コミュニティセンター	小川 3197-1	0264-52-4591	80人	地震
31	よろまいか駐車場	小川 3518 付近		40人	洪水・土砂災害・地震
32	織田工房付近空き地	小川 3571-1 付近		20人	洪水・土砂災害・地震
33	林の平分譲地付近空き地	小川 3751-2 付近		40人	洪水・地震
34	藤久保久保久二宅	小川 5613		10人	洪水・土砂災害・地震
35	ふるさと農園管理センター	小川 5538 付近		20人	洪水・土砂災害・地震
36	西中生活改善センター	小川 4135	0264-52-5006	40人	洪水・地震
37	出荷米調整センター	小川 4230- 238 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
38	大畑地籍あずまや	小川 5304- 1 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
39	ギャラリー蝸牛付近	小川 5082 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
40	台生活改善センター	小川 5996		20人	洪水・土砂災害・地震
41	西奥生活改善センター	小川 4709-1	0264-52-5270	20人	洪水・地震
42	見帰集会所	小川 2245-9	0264-52-3130	30人	洪水・地震
43	日通跡地役場倉庫駐車場	小川 2007 付近		50人	洪水・土砂災害・地震
44	山一建設駐車場	小川 2278-1 付近		20人	洪水・地震
45	上松中学校校庭	上松 1757-1		400人	洪水・地震
46	上松中学校体育館	上松 1757-1		250人	洪水・土砂災害・地震
47	グループホームうらしま	小川 2377-2		20人	洪水・地震
48	たせや駐車場	上松 2398-1 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
49	フードセンターしょうきち駐車場	上松 1734-1 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
50	上松町消防団第2分団	小川 2421-1	0264-52-3999	20人	洪水・土砂災害・地震
51	県営ねざめ団地駐車場	上松 1770-12 付近		30人	洪水・土砂災害・地震
52	ねざめ団地集会所	上松 1776-1		10人	洪水・土砂災害・地震
53	松原住宅入口三叉路	上松 1844-3 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
54	寝覚公民館	小川 1748	0264-52-3220	30人	洪水・土砂災害・地震
55	田代集会所	小川 2439-1		20人	洪水・土砂災害・地震
56	吉野生活改善センター	荻原 3076-1	0264-52-5454	40人	洪水・土砂災害・地震
57	吉野生活改善センター前広場	荻原 3574 付近		30人	洪水・土砂災害・地震
58	熊野神社	荻原 2836- 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
59	小野集会所	荻原 2335	0264-52-4910	20人	洪水・土砂災害・地震
60	老人ホーム木曾寮駐車場	荻原 2409-2 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
61	荻原集会所	荻原 2033	0264-52-5153	20人	洪水・地震
62	東野生活改善センター	荻原 1846		20人	洪水・土砂災害・地震
63	上松荘体育館	荻原 1460	0264-52-2298	100人	洪水・地震
64	下河原運動場	荻原 1520		900人	洪水・土砂災害・地震
65	旧荻原小学校体育館	荻原 1212-2		100人	洪水・土砂災害・地震
66	旧荻原小学校校庭	荻原 1213-3 付近		150人	洪水・土砂災害・地震
67	ふれあい交流広場おぎ	荻原 1212-2		30人	洪水・土砂災害・地震
68	立町集会所	荻原 1120-1		20人	洪水・土砂災害・地震
69	右岸道路取付道路広場	荻原 3333-9		20人	洪水・土砂災害・地震
70	澤木義男宅横広場	荻原 769		10人	洪水・土砂災害・地震
71	旧ドライブイン木曾駐車場	荻原 391-5 付近		40人	洪水・土砂災害・地震
72	倉本新田三叉路付近	荻原 567-7 付近		10人	洪水・土砂災害・地震
73	旧サークルK駐車場	荻原 234-2 付近		40人	洪水・土砂災害・地震
74	倉本集会所	荻原 391-1	0264-52-5400	30人	洪水・土砂災害・地震

■ ヘリポート一覧

番号	施設名	所在地	施設管理者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×巾
物扱1	ひのきの里総合文化センター(含駐車場)	上松 159-4	上松町長	○			150×30
H扱1	下河原町民運動場	荻原 1531	上松町長	○			100×80
1	上松中学校校庭	上松 1757-1	上松中学校長	○			80×120
2	上松小学校校庭	上松 709	上松小学校長		○		60×100
3	天狗山公園	上松 1917	上松町長		○		60×60
4	関西電力ヘリポート	小川長路沢 3808-1	関西電力(株) 木曾水力センター長			○	50×50

※ 物扱は物資輸送拠点、H扱は拠点ヘリポート

# 資料11 食料品等の調達供給関係

## 資料11-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号  
総合食料局長から関東農政局長あて

一部改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 総食第 1369 号

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の発動に伴う米穀の供給については、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和 61 年 2 月 10 日付け 61 食糧第 120 号（需給・経理）食糧庁長官通知）に基づき、実施してきたところである。

今般、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づき、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」（平成 17 年 10 月 28 日農林水産大臣決定）が定められたことに伴い、同計画に基づき、国民保護法が発動された場合に備蓄米穀等を都道府県知事に対し緊急的に供給できる体制を整備した。

ついては、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う備蓄米穀等の緊急引渡手続について、別紙のとおり制定することとしたので了知願いたい。

また、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和 61 年 2 月 10 日付け 61 食糧第 120 号（需給・経理）食糧庁長官通知）については、廃止する。

### 別 紙

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

#### 第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締

結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

2 1 の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総合第 2911 号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1366 号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することがで

きるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想される時。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するも



のとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの実を証する事項及び引渡し時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

#### 第4 売買契約書の整備

1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

#### 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。

(1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。

(2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。

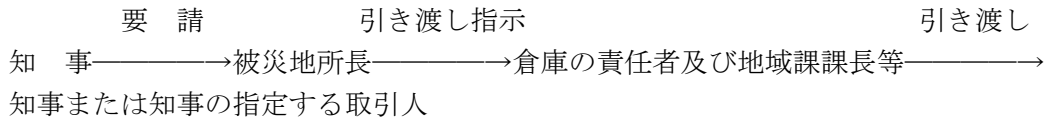
(3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

(参 考)

### 食糧の緊急連絡体制

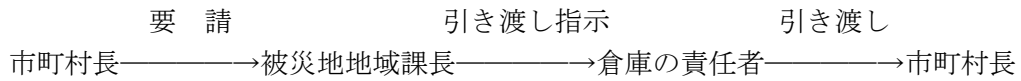
災害救助用米穀等の緊急連絡体制「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号）

#### 1 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつく場合

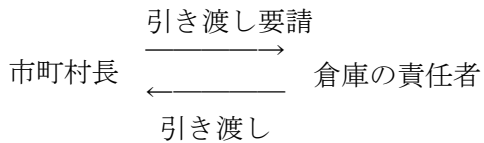


#### 2 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつかない場合

##### ア 市町村長から地域課長等に対して緊急引渡しを要請する場合



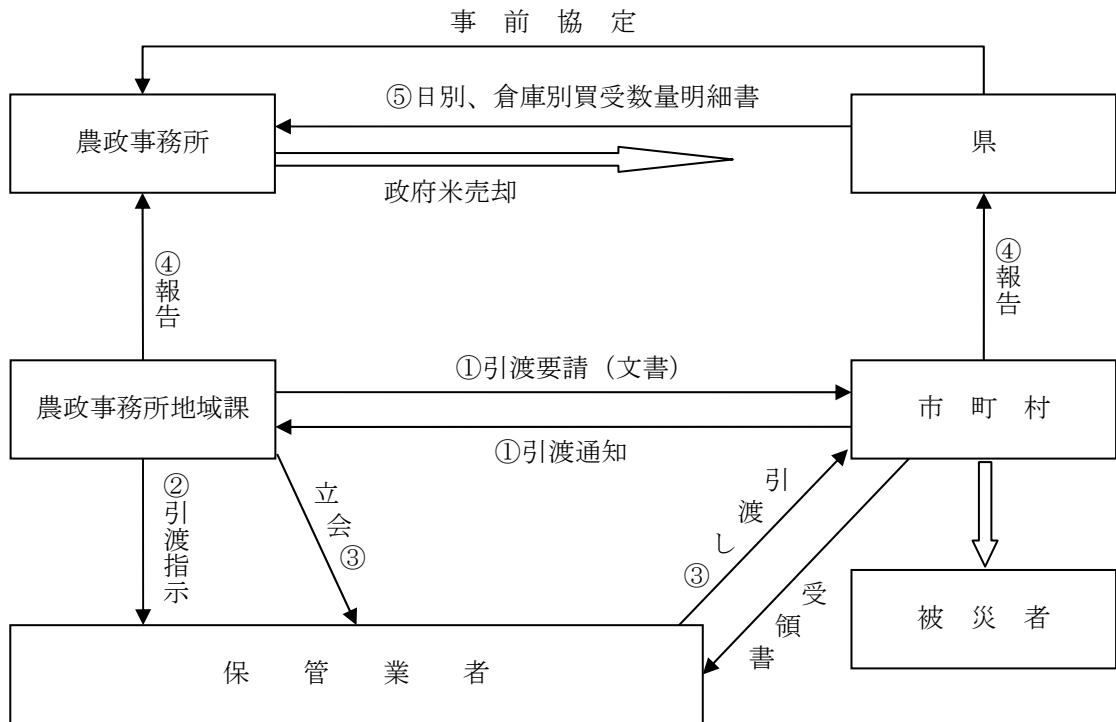
##### イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合（農政事務所地域課長等との連絡不可能）



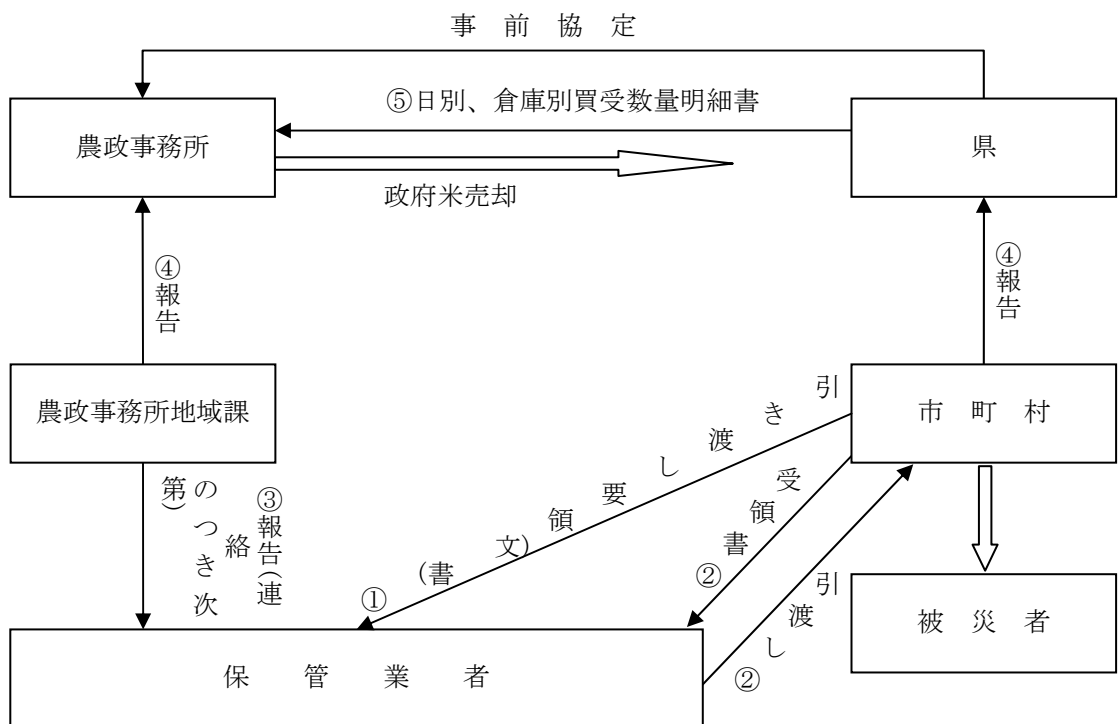


2 緊急措置による供給（県及び農政事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から農政事務所地域課長に対し要請する場合



(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



## 資料11-2 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

関東農政局長野農政事務所長 小宮博喜（以下「甲」という。）と長野県知事 村井仁（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民保護法のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合において、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の被災地域における「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号総合食料局通知。以下「引渡要領」という。）に基づく引渡しの円滑を期するため、次の条項により協定する。

第 1 条 甲は、乙から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第 2 条 甲は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する乙の要請を受け得ない場合には、市町村長等から直接に甲若しくは当該市町村等を管轄する長野農政事務所地域課長又は倉庫の責任者に対し、災害救助用米穀等の緊急引渡し要請があった場合には、直ちにこれを引き渡すものとする。

第 3 条 乙は、前 2 条により自ら又は市町村長等が災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、その全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。

第 4 条 甲は、前 3 条により決定した災害救助用米穀等の価格を乙に通知するものとする。

第 5 条 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

### （1）災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

なお、これらの期間については、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

ア 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

イ 自衛隊の派遣が行われていること

ウ 乙から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

### （2）国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

第 6 条 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。ただし、乙又は乙若しくは市町村長等が指定する者（乙又は市町村長等が取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため乙又は引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引き渡して差し支えないものとする。

第 7 条 災害救助用米穀等の引渡しの手続については、引渡要領第 3 によるものとする。

第8条 この協定によりがたい不測の事態が生じた場合は、法令等の定めによるほか双方誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成20年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から何らの申し出がないときは、前項の協定期間の満了後、新たな協定を締結するまでの間、更に継続するものとする。

第10条 この協定は、甲乙協議の上、解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」（平成18年12月18日締結）は廃止する。

平成20年2月5日

甲 関東農政局長 長野農政事務所長 小宮 博喜

乙 長野県知事 村井 仁

## 資料11-3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応

### 急米穀の取扱いに関する協定書

(別紙)(以下「甲」という。)と長野県知事 村井 仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行うものとする。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり)

印

乙 長野県知事

村 井 仁 印

別紙

会社名	代表者名	所在地	電話
バイクックコーポレーション株式会社	酒井 正晃	長野県長野市風間 2452 番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	大澤 一夫	長野県安曇野市堀金烏川 2669 番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籬米穀	降籬 一路	長野県松本市寿北 9 丁目 7 番 17 号	0263-86-5811
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾 2971 番地	026-278-1110
株式会社トヨー食品	前田 正臣	和歌山県和歌山市黒田 7 番地	073-474-3901
株式会社むらせ	原田 哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通 1 丁目 6 番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾 益也	兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 21 号	078-371-2131
大和産業株式会社	川上 修巳	愛知県名古屋市西区新道 1 丁目 14 番 4 号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	加藤 正作	新潟県新潟市江南区亀田工業団地	025-228-4121
株式会社細山商店	細山 洋	新潟県新潟市西浦区大関 9 番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	市丸 勝一	大阪府大阪市浪速区桜川 3 丁目 7 番 12 号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋 一郎	兵庫県伊丹市中央 5 丁目 5 番 10 号	072-778-7158

# 資料12 危険物施設関係

## 資料12-1 危険物施設設置状況

### ■ 危険物施設一覧(消防法第11条の2に基づく完成検査済み施設)

	設置者名	施設区分	設置場所	品名	数量
1	木曾社会福祉事業協議会(上松荘)	地下タンク貯蔵所	大字荻原 1460	灯油	5,000
2	上松電子(株)棧工場	地下タンク貯蔵所	大字上松 1350-2	灯油	100,000
3	上松電子(株)棧工場	自家用給油取扱所	大字上松 1350-2	ガソリン	576
4	木曾広域連合(緑聖苑)	地下タンク貯蔵所	大字上松 2048	灯油	3,000
5	進藤邦夫商店	屋外タンク貯蔵所	大字小川 1927	重油	19,401
6	進藤邦夫商店	地下タンク貯蔵所	大字小川 1927	灯油	20,000
7	進藤邦夫商店	地下タンク貯蔵所	大字小川 1927	灯油	19,000
8	進藤邦夫商店	一般取扱所	大字小川 1918	灯油	39,000
9	進藤邦夫商店	一般取扱所	大字小川 1918	灯油	28,500
10	進藤邦夫商店	屋外タンク貯蔵所	大字小川 1920	重油	9,503
11	進藤邦夫商店	屋外タンク貯蔵所	大字小川 1920	灯油	10,000
12	進藤邦夫商店	移動タンク貯蔵所	大字小川 1918	灯油	1,350
13	進藤邦夫商店	移動タンク貯蔵所	大字小川 1927	重油	2,000
14	進藤邦夫商店	移動タンク貯蔵所	大字小川 1927	灯油・軽油・重油	3,000
15	進藤邦夫商店	移動タンク貯蔵所	大字小川 1930	灯油・軽油	3,000
16	進藤邦夫商店	移動タンク貯蔵所	大字小川 1927	灯油	1,900
17	エマ商会(株)LP ガス充てん工場	一般取扱所	大字荻原 2003	灯油	15,500
18	木曾養護老人施設(木曾寮)	地下タンク貯蔵所	大字荻原 2404-1	重油	5,000
19	木曾養護老人施設(木曾寮)	屋内タンク貯蔵所	大字荻原 2404-1	灯油	6,600
20	上松小学校兼給食センター	地下タンク貯蔵所	大字上松 709	灯油	6,000
21	木曾広域連合(環境センター)	地下タンク貯蔵所	大字上松 2048	重油	5,000
22	進藤邦夫商店(上松陸送)	自家用給油取扱所	旭町 24	軽油	9,700
23	清水商事	給油取扱所	大字小川 2419-53	ガソリン	16,000
				軽油	16,000
				灯油	16,000
24	ルート 19 セルフ上松給油所	給油取扱所	大字荻原 2400-1	ガソリン	50,000
				軽油	30,000
				ガソリン	10,000
				廃油	5,000
25	ねざめホテル	地下タンク貯蔵所	大字上松 1888	灯油	5,000
26	棧温泉	地下タンク貯蔵所	大字上松 1350-3	灯油	10,000
27	上松中学校	地下タンク貯蔵所	大字上松 1757-1	灯油	5,000
28	国道 19 号棧トンネル管理棟	地下タンク貯蔵所	大字上松 1570-1	軽油	3,000
29	(株)エマ商会	移動タンク貯蔵所	大字荻原 2003	灯油	1,900

(平成 28 年 11 月 1 日現在)



■ 圧縮アセチレンガス等貯蔵・取扱届出施設一覧(消防法第9条の3に基づく届出)

事業者名	設置場所	品名	数量(kg)
越前屋そば屋	大字小川 2379	液化石油ガス	600
せせらぎの里赤沢	大字小川国有林 79 口林小班	液化石油ガス	400
頂上木曾小屋	大字小川駒ヶ岳国有林 358	液化石油ガス	350
コーポグリーンヒル	大字小川 1534-1	液化石油ガス	400
上松荘	大字荻原 1460	液化石油ガス	980
木曾寮	大字荻原 2404-1	液化石油ガス	500
上松小学校	大字上松 709	液化石油ガス	900
㈱共立自動車整備工場	本町通り 1-27	アセチレンガス	100
八十二銀行上松支店	緑町 1-25	液化石油ガス	980
寿伊舎	寝覚 2419-64	液化石油ガス	490
ドライブイン木曾	大字荻原 391-5	液化石油ガス	300
木曾お休み処 ねざめ亭	大字小川 2409-12	液化石油ガス	400
森林の郷 よろまいか	大字小川 3516	液化石油ガス	400
大成ロテック上松事務所	大字小川 1975-3	液化石油ガス	300
民宿 さわぐち	大字小川 5462	液化石油ガス	300

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

# 資料13 上水道施設関係

## 資料13-1 水道施設概要

### ■ 水道施設概要

区分	水道名	創設年度	給水区域	計画給水人口	日最大給水量	水源種別	施設詳細
簡易水道施設	上松簡易水道	S26	吉野、寢覚1、寢覚2、寢覚3、北見帰、南見帰、小野（一部）、宮前、北栄町、南栄町、東里1、東里2、東里3、観音、田方、下町、常盤、沖田、本町、上町、上瀬木、下瀬木、上旭町、下旭町、正島、南上条、仲町、島、北上条（一部）、小野田（一部）、東奥（一部）、台、倉本上条、倉本下条、立町、荻原（一部）	4,600人	1,900	表流水 深井戸 浅井戸 湧水	水源 12箇所 配水池 17箇所 浄水場 9箇所 導水管 5,548m 送水管 4,567m 配水管 64,335m
簡易給水施設	東野簡易給水	H11	東野地区内	15人	-	湧水	水源 2箇所 配水池 1箇所
	赤沢簡易給水	H14	赤沢森林施設内	49人	17.6	井戸	水源 1箇所 配水池 1箇所 浄水場 1箇所

(平成29年4月1日現在)

## 資料13-2 水利状況一覧

### ■ 水道施設及び利用可能配水池

水道施設等	配水地名	配水池容量(m <sup>3</sup> )
上 松 簡 易 水 道	荒田浄水場内配水池	1,065
	神田配水池	213
	北上条配水池	93
	西中浄水場内配水池	112
	新田配水池	27
	吉野配水池	600
	吉野高区配水池	75
	荻原浄水場内配水池	281
	倉本新田配水池	50
	諸原配水池	150
	高倉浄水場内配水池	28
	芦島大木浄水場内配水池	33
	高山配水池	36
	野尻徳原浄水場内配水池	51
	焼笹巾ノ津浄水場内配水池	45
	台配水池	40
才児配水池	45	
東野簡易給水施設	東野配水池	40
赤沢簡易給水施設	赤沢配水池	3

## 資料13-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

**第2条** 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

**第3条** 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、前端的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

**第4条** 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

**第5条** 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の災害の被災状況

(2) 応援の種類（応援給水、応援復旧、機械器具及び資材の提供）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

**第6条** 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

**第7条** 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

**第8条** 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水用浄水機)

**第9条** 応急給水用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

**第10条** 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

**第11条** 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

**第12条** 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときには、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に応じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

**第13条** この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

**第14条** 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会員は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

**第15条** 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

**第16条** 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

## 資料14 下水道施設関係

### 資料14-1 下水道施設概要

区 分	地 区 名	下水道区域	実施年度	計画戸数	設置済戸数	施 設 内 容
公共下水道	上 松 町 都市計画区域	上松町都市 計画区域内 及び周辺部	H11年度 ～H28年度	1,476	1,092	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場1箇所 (上松浄化センター)</li> <li>・下水道管渠 (35,107m)</li> </ul>
合併処理 浄化槽施設	上記以外の 町内一円	上記以外の 町内一円	平成3年度～	775	201	

(平成29年3月末日現在)

## 資料15 通信・放送関係

### 資料15-1 上松町情報無線屋外局設置場所

	地 区	設置場所
屋外拡声子局	旭町	上松町大字上松 188 番地 29
	瀬木	上松町大字上松 867 番地 2
	正島	上松町正島町 2 丁目 3 番地
	ひのきの里総合文化センター	上松町大字上松 159 番地 4
	北上条	上松町大字上松 1302 番地 77
	新茶屋	上松町大字上松 1111 番地 10
	南上条	上松町大字上松 1619 番地 1
	島	上松町大字小川 3197 番地 1
	小田野	上松町大字小川 5577 番地 2
	西中	上松町大字小川 4148 番地イ
	高倉	上松町大字小川 5109 番地イ
	焼笹	上松町大字小川 4724 番地
	才児	上松町大字小川 4445 番地
	高山	上松町大字小川 249 番地イ
	野口	上松町大字小川 1195 番地
	神田	上松町大字小川 880 番地 2
	野尻	上松町大字小川 2560 番地
	見帰	上松町大字小川 1963 番地 1
	寝覚	上松町大字小川 1738 番地 1
	松原住宅	上松町大字小川 1844 番地 1
	吉野	上松町大字荻原 3574 番地
	小野	上松町大字荻原 2335 番地 1
	荻原	上松町大字荻原 2044 番地 1
	下河原運動場	上松町大字荻原 1520 番地 1
	東野	上松町大字荻原 1831 番地
	立町	上松町大字荻原 1178 番地 1
倉本	上松町大字荻原 805 番地ハ	
池の尻	上松町大字荻原 247 番地ロ	
	行政区	設置場所
屋外拡声子局・気象観測機器	上松町公民館	上松町大字小川 1706 番地
	栄町	上松町栄町 1 丁目 40 番地
	東奥	上松町大字小川 687 番地の内
	台	上松町大字小川 5997 番地



資料15-2

防災相互通信用無線局設置機関一覧

北 信 免 許 人	東 信 免 許 人	中 信 免 許 人	南 信 免 許 人
北信地域 栄村 飯山市 中野市 岳南広域消防組合 山ノ内町消防署 ○志賀分遣所 ○中野消防署 豊田消防署 国土交通省 千曲川河川事務所中野出張所 岳北広域行政組合 ○消防本部(飯山消防署) 栄消防署 野沢消防署 日本赤十字社長野県支部 飯山赤十字病院 長野地域 総務省 信越総合通信局 警察庁 長野県警察本部 国土交通省 長野国道事務所 千曲川河川事務所 千曲川河川事務所戸倉出張所 長野県県庁 長野市 ○消防局(長野中央消防署) 西長野分署 安茂里分署 若槻分署 飯縄分署 七二会分署 氷鉋分署 柳原分署 ○篠ノ井消防署 塩崎分署 ○松代消防署 新町消防署 鬼無里分署 鳥居川消防署 信濃町分署 千曲坂城消防組合 ○消防本部(更埴消防署) 坂城分署 須坂市 須坂市消防本部 ○消防本部(須坂消防署) ○高山分署 ○小布施分署 ○中条村 ○信越放送(株) 中部電力(株)長野支店 日本赤十字社長野県支部 長野赤十字病院 長野赤十字上山田病院 長野赤十字血液センター	佐久地域 佐久広域連合 ○消防本部(佐久消防署) ○南部消防署 ○北部消防署 ○軽井沢消防署 ○御代田消防署 ○小諸消防署 ○川西消防署 ○小諸市 御代田町 ○小海町 南相木村 北相木村 ○南牧村 立科町 日本赤十字社長野県支部 川西赤十字病院 東京電力(株) 千曲川送電所 上小地域 上田地域広域連合 ○消防本部(上田中央消防署) 上田東北消防署 上田南部消防署 川西消防署 ○丸子消防署 ○真田消防署 依田窪南部消防署 東御消防署 中部電力(株) 上田営業所 長野都市ガス(株) 小諸支社 長野都市ガス(株) 須坂支社 篠ノ井支社	大北地域 ○大町市 ○白馬村 北アルプス広域連合 ○消防本部(大町消防署) 東京電力(株) 高瀬川総合制御所 松本地域 国土交通省 千曲川河川事務所松本市出張所 長野県 消防防災航空センター 子供病院 松本市 松本広域連合 ○消防局( 渚消防署) 丸の内消防署 芳川消防署 本郷消防署 山辺出張所 庄内出張所 神林出張所 安曇野出張所 ○塩尻消防署 ○穂高消防署 ○豊科消防署 ○梓川消防署 ○広丘消防署 山形消防署 ○麻績消防署 明科消防署 安曇野市 生坂村 中部電力(株) 松本営業所 東京電力(株) 松本電力所 東電塩尻送電所 梓川総合制御所 日本赤十字社長野県支部 安曇野赤十字病院 木曾地域 国土交通省 木曾維持出張所 木曾広域連合(木曾消防署) ○南木曾町 ○木曾町 上松町 ○王滝村 大桑村 関西電力(株) ○御岳発電所 (木曾水力センター) 中部電力(株) ○木曾福島営業所	諏訪地域 茅野市 諏訪広域連合 ○茅野消防署 岡谷消防署 諏訪消防署 ○原消防署 ○下諏訪消防署 ○富士見消防署 中部電力(株) 諏訪営業所 日本赤十字社長野県支部 諏訪赤十字病院 上伊那地域 国土交通省 三峰川総合開発工事事務所 美和ダム管理支所 天竜川ダム統合管理事務所 天竜川上流河川事務所 ○中川村 根羽村 ○伊那消防組合 ○消防本部(伊那消防署) ○高遠消防署 ○辰野消防署 ○箕輪消防署 ○長谷分遣所 伊南行政組合 ○消防本部(北消防署) 南消防署 中部電力(株) 伊那営業所 飯伊地域 国土交通省 飯田国道事務所 飯田維持出張所 飯田市 ○大鹿村 南信州広域連合 ○消防本部(飯田消防署) 伊賀良消防署 高森消防署 日本赤十字社長野県支部 下伊那赤十字病院 中部電力(株) 飯田支店 東海旅客鉄道(株) 飯田工務区

注：○印の免許人には、基地局あり。

## 資料15-3 非常通信の内容

### 非常通信の内容

長野県防災相互無線等の非常通信における通報（以下、非常通報という。）内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

## 資料16 建築物関係

### 資料16-1 町内の文化財の状況

指定主体	指定区分	指定年月日	名称	所在地	内容
国	選択無形民俗文化財	S53.12.8	駒ヶ岳神社の太々神楽	上松町小川 2623	芸能
〃	指定記念物名勝	T12.3.7	寢覚の床	上松町小川	峡谷、瀑布、溪流、深淵
長野県	県宝	H18.4.20	絹本著色聖徳太子和朝先徳連座坐影像 附絹本著色阿弥陀如来絵像	上松町小川 1706 (上松町教育委員会)	絵画
〃	指定無形民俗文化財	S44.7.3	駒ヶ岳神社の太々神楽	上松町小川 2623	芸能
〃	指定記念物史跡	S41.3.31	木曾棧跡	上松町上松棧上 1292-3	交通・通信施設
〃	選択無形民俗文化財	H13.3.15	木曾の朴葉巻・下伊那南部の朴葉餅	木曾郡6町村ほか	衣・食・住
上松町	指定有形文化財	S43.7.8	照谷山阿弥陀寺	上松町荻原東野 1851	寺院建築
〃	指定有形文化財	S57.7.1	弁才天堂	上松町上松 1704	寺院建築
〃	指定有形文化財	S58.5.2	鹿島神社棟札	上松町荻原	書跡・典籍・古文書
〃	指定有形文化財	〃	御物石器	上松町吉野	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	庚申塔	上松町荻原倉本	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	庚申塔	上松町小川島	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	地藏尊	上松町高山	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	道祖神	上松町小川島	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃	六地藏尊	上松町新田墓地	石造文化財
〃	指定有形文化財	〃 S59.7.2	玉林院山門兼鐘楼	上松町上松 756	寺院建築
〃	指定有形文化財	H4.11.20	野口・近所稚蚕共同飼育所	上松町大字小川字近所 1527-1	建築物その他
〃	指定記念物史跡	S59.7.2	天神山木曾氏館跡	上松町上松 757-イ	城跡
〃	指定記念物史跡	H1.8.31	木曾式伐木運材法の 小谷狩遺構	上松町小川モミ山 4288 他	生産施設
〃	指定記念物史跡	〃	杵掛一里塚と馬頭観音堂	上松町上松 1156-1	交通・通信施設
〃	指定記念物天然記念物	S57.7.1	しだれ桜	上松町上松 1003-1 (新田墓地)	植物

指 定 主 体	指 定 区 分	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	内 容
上松町	指定記念物 天然記念物	S57.7.1	しだれ桜	上松町上松 2063 (金毘羅社境内)	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S57.7.1	栃の木	上松町小川 796	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S57.7.1	リュウキュウツツジ	上松町小川 66	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58.5.2	桂の木	上松町上松寝覚	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58.5.2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58.5.2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58.5.2	カヤの木	上松町小川大畑	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S58.7.28	木曾馬	上松町、木曾町開田高原	動物
〃	指定記念物 天然記念物	S59.7.2	黒松	上松町上松 756	植物
〃	指定記念物 天然記念物	S59.7.2	しだれ桜	上松町上松 756 (天神様境内)	植物
町	指定無形 文化財	S62.10.1	八幡神社奉納獅子狂言	上松町瀬木	芸能
〃	指定有形 文化財	S62.10.1	八幡神社本殿	上松町瀬木	神社建築
〃	指定有形 文化財	H15.11.27	船伏山観音仏像と 胎内願文	上松町荻原小野	彫刻
〃	無形 民俗文化財	S62.10.1	若宮神社奉納獅子狂言 「葛の葉」	上松町北野	芸能
〃	指定有形 文化財	H15.11.27	疑漢式水草双雀鏡	上松町小川 1706	金工品
〃	指定記念物 天然記念物	H5.10.1	カヤの木	上松町小川野口	植物

# 資料17 道路関係

## 資料17-1 町内の道路

### ■ 国道

路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
国道 19 号線	大桑村境(池の尻)	木曾町境(沓掛)	11,787.0	7	3

### ■ 県道

路線名	起 点	終 点	管理延長 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
上松南木曾線	上松町大字上松 1302 番の 16 地先	上松町大字荻原 80 番の 9 地先	9,822.7		
上松御岳線	上松町大字小川 (国道 19 号交点)	木曾町御嶽山山頂	21,296.6		

(資料：長野県道路現況)

### ■ 町道

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
101	駅前線	本町通り一丁目 28	駅前通り三丁目 11	633.1	7.0	0	0
102	高山線	本町通り一丁目 20	大字小川 490	5184.2	4.4	4	0
103	正島坂線	駅前通り三丁目 18	正島町二丁目 83	412.0	7.1	0	0
104	正島線	正島町一丁目 15-1	正島町二丁目 67	729.7	7.4	0	0
105	駒ヶ岳線	栄町一丁目 35	大字小川 2634-内	3686.4	5.9	2	0
106	宮前線	緑町三丁目 27	栄町二丁目 25	215.2	6.7	0	0
107	芦島線	大字小川 883-2	大字上松 684-イ	3712.2	4.3	2	0
108	野尻線	大字小川 2456-イ	大字小川 2591-内	1720.9	6.3	0	0
109	寝覚線	大字上松 1897-1	大字上松 1769-22	228.8	5.4	0	0
110	滑川線	大字小川 2403-ロ	大字荻原 3450	1320.7	7.0	1	0
111	立町線	大字荻原 1305-1	大字荻原 1057-1	327.4	3.9	1	0
112	倉本線	大字荻原 980-4	大字荻原 509-1	838.8	4.3	0	0
113	広小路笹沢線	本町通り三丁目 22	大字上松 2026-13	1010.8	10.9	1	0
114	赤沢線	大字小川 4707-1	大字小川 4921-1	479.7	7.0	1	0
115	倉本中線	大字荻原 825-イ-2	大字荻原 649-2	2495.6	4.2	0	0
116	焼笹線	大字小川 4833-1	大字小川 4800-12	2149.0	3.0	1	0
117	小野田線	大字小川 3513-1	大字小川 5570-イ-1	746.2	3.4	1	0
119	小川線	大字上松 543-1	大字小川 3326-2	607.9	5.3	2	0
120	広小路見帰線	駅前通り二丁目 10 番地	大字小川 2316-1	1658.4	11.1	1	0
121	栄町小野線	栄町三丁目 13 番地	大字荻原 2328-2	2711.0	6.5	3	0
122	台々峰北線	大字上松 1302-149	大字上松 1302-114	106.1	7.9	0	0

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
123	長坂沓掛線	大字上松 1070-1	大字上松 1190-1	2283.0	10.2	12	0
201	上 条 線	大字上松 1302-イ-内	大字小川 2808-1	3035.4	5.1	5	0
202	新 茶 屋 線	大字上松 1101-1	大字上松 1075	496.6	6.8	1	0
203	小 脇 線	大字上松 137	大字上松 876-4	705.5	5.2	0	0
204	沖田本町線	駅前通り一丁目 28	本町通二丁目 12	143.5	6.4	0	0
205	小 学 校 線	本町通り四丁目 47	緑町三丁目 44	642.9	4.8	0	0
206	天狗山公園線	大字小川 1685-2	大字上松 1921	458.6	3.9	0	0
207	宮前栄町線	緑町三丁目 35-1	栄町二丁目 15	167.2	4.6	0	0
208	野 口 北 線	大字小川 1362	大字小川 1157-口	634.5	4.7	1	0
209	ねざめ・見帰線	大字小川 2264-イ-1 他	大字小川 1576-1	1555.9	3.1	1	0
210	松 原 線	大字小川 2419-イ-90	大字上松 1813-4	423.9	3.9	0	0
211	田 代 線	大字上松 1901-イ-6	大字上松 1903-3	644.7	5.7	0	0
212	前 野 線	大字荻原 3475	大字荻原 3371-1	789.6	5.0	0	0
213	吉 野 線	大字荻原 3500	大字荻原 3606	848.9	5.2	0	0
214	二 合 目 線	大字小川 2634-内	大字小川 2794-2	2540.9	5.3	1	0
215	黒 田 線	大字荻原 3360-1	大字荻原 3406-2	2084.6	4.6	2	0
216	荻 原 線	大字荻原 2121-3	大字荻原 2027-1	224.2	5.2	0	0
217	桃 山 線	大字荻原 379-5	大字荻原 91	558.7	6.0	1	0
218	小 路 方 線	大字小川 3171-106	大字小川 5863-3	1285.6	5.1	0	0
219	小田野・田口線	大字小川 3773	大字小川 3630	1003.7	4.2	0	0
220	大 畑 線	大字小川 4239	大字小川 5228 ハ-138	706.2	3.3	1	0
221	高倉開拓線	大字小川 4251-2	大字小川 4800-138	3575.1	4.8	1	0
1001	沓掛板敷野線	大字上松 1185-1	大字上松 1288	171.9	4.0	0	0
1002	沓 掛 線	大字上松 1163-1	大字上松 1187	82.9	6.6	0	0
1003	台ヶ峰線	大字上松 1357	大字上松 1302-イ-34	519.9	4.5	0	0
1004	池 島 線	大字上松 1465-ハ	大字上松 1513	300.5	4.6	0	0
1005	長 坂 線	大字上松 1101-1	大字上松 2043-イ-4	384.6	4.7	0	0
1006	長 坂 上 線	大字上松 2043-イ-4	大字上松 1098-2	141.7	3.7	0	0
1007	北ノ沢線	大字上松 2026-9	大字上松 2024-1	281.8	4.5	1	0
1008	上 旭 町 線	大字上松 188-1	大字上松 987-9	209.9	3.4	0	0
1009	上 旭 南 線	大字上松 188-23	大字上松 971-9	126.0	4.2	0	0
1010	上 旭 北 線	大字上松 1018-1	大字上松 1015-1	157.7	3.3	0	0
1011	上 旭 下 線*	大字上松 954-1	大字上松 987-1	48.1	7.3	0	0
1012	旭 町 中 線 *	大字上松 188-内	大字上松 208	300.0	0.0	0	0
1013	下 旭 内 線	旭町 29-1	旭町 29-1	16.9	2.1	0	0
1014	下 旭 町 線	旭町 2-1	旭町 8-1	187.7	5.4	0	0
1015	下 旭 上 線	旭町 18-2	旭町 17	24.1	3.8	0	0
1016	下 旭 中 線	旭町 19-2	旭町 19-1	34.4	1.8	0	0
1017	下 旭 下 線	旭町 20-8	旭町 20-6	40.2	2.6	0	0
1018	上 町 線	大字上松 909-6	本町通り三丁目 4	374.3	5.1	1	0
1019	小 脇 下 線	大字上松 811-1	大字上松 44-1	169.4	4.5	1	0
1020	十 王 沢 線	大字上松 908-1	大字上松 811-1	344.8	1.7	0	0
1021	若 宮 線	大字上松 90	大字上松 764	127.2	3.0	0	0
1022	金 比 羅 線	大字上松 95	大字上松 885	116.0	1.3	1	0
1023	沖 田 線	本町通り二丁目 37	本町通り一丁目 15	96.1	2.9	0	0
1024	沖田上旭線	本町通り二丁目 33	大字上松 188-6	284.7	3.1	0	0
1025	沖田駅前線	本町通り三丁目 31	駅前通り二丁目 12	100.4	6.3	0	0

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
1026	沖 田 中 線	駅前通り二丁目 8-1	駅前通り一丁目 21-3	233.8	4.3	0	0
1027	常 盤 田 方 線	駅前通り二丁目 15	駅前通り三丁目 24	206.8	5.7	0	0
1028	常 盤 町 線	本町通り四丁目 6	駅前通り二丁目 35	81.5	2.2	0	0
1029	下 町 常 盤 線	本町通り四丁目 10	駅前通り二丁目 47	74.2	6.7	0	0
1030	下 町 田 方 線	本町通り四丁目 17-1	駅前通り三丁目 19	78.2	4.4	0	0
1031	田 方 線	駅前通り三丁目 16-1	駅前通り三丁目 5	33.5	3.6	0	0
1032	田 方 東 線	本町通り四丁目 25	駅前通り三丁目 34-2	72.8	2.6	0	0
1033	田 方 西 線	駅前通り三丁目 42-1	駅前通り三丁目 39	57.2	3.3	0	0
1034	中 町 線	本町通り三丁目 12	本町通り三丁目 12	28.4	2.0	0	0
1035	広 小 路 上 線	本町通り四丁目 53	本町通り三丁目 23-1	37.1	3.1	0	0
1036	上 ノ 山 線	本町通り四丁目 47	本町通り三丁目 1	249.0	2.8	0	0
1037	下 町 線	本町通り四丁目 40	本町通り四丁目 61	254	1.0	0	0
1038	寺 坂 線	本町通り四丁目 39	本町通り四丁目 33	109.9	1.9	0	0
1039	観 音 線	緑町一丁目 18	緑町一丁目 13	93.9	3.6	0	0
1040	観 音 中 線	緑町一丁目 2-1	大字上松 721-2	107.4	2.7	0	0
1041	正 島 旭 町 線	大字上松 385-2	大字上松 327	318.7	2.4	3	0
1042	正 島 巾 線	正島町一丁目 32	正島町二丁目 88	363.4	1.3	1	0
1043	正 島 1 号 線	正島町一丁目 11	正島町二丁目 9	75.9	4.5	0	0
1044	正 島 2 号 線	正島町一丁目 26-1	正島町二丁目 21	78.6	6.1	0	0
1045	正 島 3 号 線	正島町二丁目 7	正島町二丁目 4	83.7	6.0	0	0
1046	正 島 4 号 線	正島町二丁目 21	正島町二丁目 15	89.5	5.6	0	0
1047	正 島 5 号 線	正島町二丁目 37	正島町二丁目 45	98.6	6.0	0	0
1048	正 島 6 号 線	正島町二丁目 58	正島町二丁目 54	86.1	5.4	0	0
1049	正 島 7 号 線	正島町二丁目 76	正島町二丁目 78	46.7	3.1	0	0
1050	栄 町 線	栄町一丁目 7	大字小川 1859-2	394.1	4.2	0	0
1051	栄 町 中 線	栄町二丁目 9	栄町三丁目 3-1	111.6	3.8	0	0
1052	栄 町 北 線	栄町三丁目 1	大字上松 690-3	135.2	3.5	0	0
1053	栄 町 南 線	栄町三丁目 4	栄町三丁目 9-1	67.7	4.1	0	0
1054	栄 町 北 線	栄町一丁目 34-7	緑町二丁目 18	113.2	3.3	0	0
1055	宮 前 小 路 線	緑町二丁目 11-9	緑町二丁目 11-13	75.8	2.7	0	0
1056	宮 前 南 線	栄町三丁目 17	緑町三丁目 56	166.9	3.9	0	0
1057	宮 前 中 線	緑町三丁目 11	緑町二丁目 4	397.3	4.8	0	0
1058	小 学 校 南 線	緑町三丁目 52	大字小川 1576-1	266.1	5.1	0	0
1059	中 沢 線	緑町三丁目 45-2	大字小川 1813-1	89.4	3.2	0	0
1060	公 民 館 線	大字小川 1658-1	大字小川 1732-1	28.2	3.1	0	0
1061	久 保 寺 線	大字小川 1732-1	大字小川 1748	147.4	3.4	0	0
1062	見 帰 中 線	大字小川 1920-1	大字小川 2118-1	736.9	3.1	0	0
1063	見 帰 北 線	大字小川 1915	大字小川 1898-4	85.6	2.9	0	0
1064	見 帰 上 1 号 線	大字小川 1949-1	大字小川 1948-11	65.8	2.4	0	0
1065	見 帰 上 2 号 線	大字上松 1909-5	大字上松 1909-7	60.7	2.1	0	0
1066	見 帰 南 線	大字小川 2337-2	大字小川 2294-2	81.9	3.3	0	0
1067	ね ざ め の 床 線	大字上松 1719	大字小川 2419-51	935.9	3.6	2	0
1068	裏 ね ざ め 線	大字上松 1854-5	大字小川 2419-イ-63	194.7	4.5	0	0
1069	松 原 住 宅 西 線	大字上松 1844-1	大字上松 1844-1	46.5	4.8	0	0
1070	松 原 住 宅 東 線	大字小川 2419-イ-63	大字小川 2419-イ-63	40.6	4.8	0	0
1071	ね ざ め 北 線	大字小川 2350-1	大字小川 1709-1	164.6	3.3	0	0
1072	ね ざ め 保 育 園 線	大字小川 2378.2	大字小川 2358-2	50.7	2.9	0	0

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
1073	ねざめ中線	大字上松 1723	大字小川 2416-1	192.6	3.3	0	0
1074	国民宿舎線	大字上松 1878	大字上松 1881-1	215.5	4.9	0	0
1075	ねざめ南線	大字小川 2409-7	大字上松 1774-5	274.3	1.5	0	0
1076	ねざめ住宅線	大字小川 2422-3	大字小川 2424-7	78.8	2.4	0	0
1077	中学校線	大字小川 2421-1	大字上松 1901-イ-2 他	423.4	4.9	0	0
1078	中学校南線	大字上松 1770-3	大字上松 1770-3	94.2	3.8	0	0
1079	中学校下線	大字上松 1763	大字上松 1794-3	455.3	2.5	0	0
1080	肥 沢 線	大字荻原 2328-1	大字荻原 3342-2	1325.2	2.4	2	0
1081	荻原上線	大字荻原 2121-4	大字荻原 2078-口	254.8	1.9	0	0
1082	半野田線	大字荻原 2168-1	大字荻原 2166-1	111.4	1.3	0	0
1083	鹿島神社線	大字荻原 2034-1	大字荻原 2054-口	184.6	2.3	0	0
1084	宮 戸 線	大字荻原 1626-1	大字荻原 1269-3	971.4	3.2	3	0
1085	立町北線	大字荻原 1271-5	大字荻原 1570	261.7	5.1	1	0
1086	立町東野線	大字荻原 1341-口	大字荻原 1846	2092.3	1.4	1	0
1087	ねざめ学園線	大字荻原 1260-2	大字荻原 1257-1	65.6	5.5	0	0
1088	立町上線	大字荻原 1313-3	大字荻原 1308-1	193.4	3.6	0	0
1089	荻原小学校線	大字荻原 1236-2	大字荻原 1211-2	49.3	4.1	0	0
1090	諸 原 線	大字荻原 1115-3	大字荻原 1430-3	908.0	4.4	2	0
1091	倉本駅線	大字荻原 940-2	大字荻原 980-4	107.9	2.8	0	0
1092	南 駒 線	大字荻原 865-1	大字荻原 607	999.6	1.9	0	0
1093	倉本北線	大字荻原 854	大字荻原 748	211.0	3.8	0	0
1094	大 沢 線	大字荻原 415-2	大字荻原 436-内	337.0	1.5	1	0
1095	池ノ尻上線	大字荻原 306-3	大字荻原 71	181.6	3.6	0	0
1096	池ノ尻下線	大字荻原 247-口	大字荻原 201-イ-1	555.9	3.4	0	0
1097	登 玉 線	大字荻原 78-9	大字荻原 80-2	882.1	5.8	3	0
1098	荒田芦島線	大字上松 834-イ	大字小川 490	2734.5	4.5	0	0
1099	愛宕山線	大字小川 249-イ	大字上松 2056-イ	2182.6	4.2	0	0
1100	滑川砂防公園線	大字小川 2794-2	大字小川 2796-1	923.7	4.5	1	0
1101	駅 西 線	大字上松 188-5	大字上松 188-54	497.2	6.0	1	0
1102	フ ト ウ 線	大字小川 349-内	大字小川 468	927.0	1.0	1	0
1103	高山上線	大字小川 378	大字上松 2052-93	2057.7	4.5	2	0
1104	野 中 線	大字小川 1360-6	大字小川 1364-6	194.4	4.6	0	0
1105	野口住宅線	大字小川 1351-2	大字小川 1353	76.0	6.2	0	0
1106	野口住宅1号線	大字小川 1352	大字小川 1353	68.8	5.5	0	0
1107	野口住宅2号線	大字小川 1347-1	大字小川 1351-1	21.7	4.4	0	0
1108	神 田 下 線	大字小川 1127-4	大字小川 1129	101.5	3.8	0	0
1109	神 田 線	大字小川 1009-1	大字小川 882-4	736.7	3.7	0	0
1110	里 宮 線	大字小川 1009-1	大字小川 2500	1270.5	1.8	0	0
1111	徳島・野尻線	大字小川 2672-2	大字小川 2569-2	531.7	3.9	0	0
1112	樽 沢 線	大字小川 683-1	大字小川 712	490.3	3.9	0	0
1113	芦島中線	大字小川 509-イ	大字小川 578-口	434.0	2.1	0	0
1114	滑川支線	大字荻原 2-ホ	大字荻原 2-ホ	81.8	6.3	0	0
1115	小野川線	大字小川 685	大字小川 365	694.7	4.2	0	0
1116	田代住宅線	大字小川 2448-内	大字上松 1794-7	313.3	4.9	0	0
1117	田代住宅2号線	大字小川 2448-内	大字小川 2448-内	13.3	3.9	0	0
1118	田代住宅3号線	大字小川 2448-内	大字小川 2448-内	12.4	2.0	0	0
1119	田代住宅4号線	大字小川 2448-内	大字小川 2448-内	12.6	3.5	0	0



路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
1120	田代住宅5号線	大字小川 2448-内	大字小川 2448-内	70.1	1.6	0	0
1121	吉野北線	大字荻原 2917-2	大字荻原 3652	418.9	3.3	0	0
1122	西久保線	大字荻原 3578	大字荻原 13-51	1597.4	3.0	0	0
1123	大瀬木線	大字小川 5763-1	大字小川 5635-17	423.9	2.2	0	0
1124	北野線	大字小川 3084-1	大字小川 3079-ロ-1	74.8	1.6	0	0
1125	北野上線	大字小川 2079-ロ-1	大字小川 2943-2	229.7	3.6	0	0
1126	訓練校線	大字小川 3371-93	大字小川 5635-16	392.6	3.9	1	0
1127	灰沢線	大字小川 3808-102	大字小川 5558-3	1572.0	4.7	4	0
1128	新田線	大字小川 5528	大字小川 5469-イ	277.6	3.2	0	0
1129	藤久保線	大字小川 5556-5-内	大字小川 5602-ロ	881.7	1.3	1	0
1130	万路線	大字上松 1205-1	大字上松 1221-4	299.2	4.9	0	0
1131	大畑上線	大字小川 5320-1	大字小川 5301-1	100.4	2.5	0	0
1132	焼笹・才児線	大字小川 4704	大字小川 4497-ロ	2199.6	1.0	1	0
1133	山室線	大字小川 4320-1	大字小川 4320-内	467.3	0.9	1	0
1134	中ノ沢線	大字小川 4639-1-内	大字小川 4765	1333.5	4.5	1	0
1135	才児北線	大字小川 4639-1-内	大字小川 4639-1-内	274.3	2.6	1	0
1136	練沢線	大字小川 4800-98	大字小川 5184	1506.7	3.7	3	0
1137	高倉線	大字小川 4845-1	大字小川 5067	812.8	1.7	1	0
1138	林の平住宅線	大字小川 3568-39	大字小川 3568-39	155.4	6.8	0	0
1139	林の平住宅内1号線	大字小川 3753	大字小川 3763	76.7	4.7	0	0
1140	最中田口線	大字小川 3930-2 他	大字小川 4011 他	303.4	2.9	0	0
1141	下河原運動場線	大字荻原 1531	大字荻原 1521-ロ	83.5	7.4	0	0
1142	栄町下線	栄町二丁目 32-4	栄町二丁目 682-11	57.0	4.6	0	0
1143	池島住宅線	大字上松 1551-ロ	大字上松 1542	230.6	5.3	0	0
1144	野口上線	大字小川 1314	大字小川 1311	59.7	2.9	0	0
1145	野口中線	大字小川 1350	大字小川 1235	134.0	4.8	1	0
1146	野口東線	大字小川 1235	大字小川 1217	55.2	3.8	0	0
1147	田代住宅下線	大字上松 1901-76	大字上松 1901-67	138.5	4.5	0	0
1148	倉本万場線	大字荻原 379-5	大字荻原 361-6	91.7	3.8	0	0
1149	打越線	大字小川 3571	大字小川 3568-9	398.4	4.4	0	0
1150	ジャ香沢線	大字小川 4797	大字小川 4799	892.9	3.7	1	0
1151	赤沢線	大字小川 4288-1	大字小川 4790	6923.0	5.9	5	0
1152	見帰線	大字小川 1971-1	大字小川 2112-2	304.1	6.0	0	0
1153	荒田線	大字上松 849	大字上松 866-5	257.1	4.4	1	0
1154	見帰上線	大字小川 2248-1	大字小川 2245-1	96.3	4.5	0	0
1155	島線	大字小川 3024-1	大字小川 3106	151.9	3.0	0	0
1156	下河原線	大字荻原 1594-1	大字荻原 1570	372.6	7.0	1	0
1157	池島1号線	大字上松 1559	大字上松 1559	24.5	2.9	0	0
1158	池島2号線	大字上松 1542	大字上松 1542	24.5	2.9	0	0
1159	池島3号線	大字上松 1542	大字上松 1542	24.5	2.9	0	0
1160	島上野線	大字小川 3235-1	大字小川 3006	196.3	1.3	0	0
1161	打越住宅線	大字小川 3574	大字小川 3575	44.1	3.9	0	0
1162	見帰下沢線	大字小川 1943-23	大字小川 1971-ロ	126.1	5.3	0	0
1163	倉本万場内線	大字荻原 369-10	大字荻原 375-1	45.4	3.5	0	0
1164	小脇住宅線	大字小川 115-1	大字小川 115-1	294.5	4.8	0	0
1165	野尻峠線	大字小川 1333	大字小川 1335	82.5	3.9	0	0
1166	寝覚上住宅線	大字小川 2437-11	大字小川 2437-12	94.7	5.2	0	0

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
1167	寝覚上住宅1号線	大字小川 2437-8	大字小川 2437-7	20.1	3.1	0	0
1168	寝覚上住宅2号線	大字小川 2437-6	大字小川 2437-5	18.6	2.8	0	0
1169	小野ヶ谷線	大字荻原 2280-4	大字荻原 2287	92.0	5.2	0	0
1170	寝覚上住宅4号線	大字小川 2437-9	大字小川 2437-11	29.1	2.9	0	0
1171	近所住宅線	大字小川 1383-3	大字小川 1404-2	177.9	6.4	1	0
1172	近所住宅1号線	大字小川 1399	大字小川 1399	71.8	2.9	0	0
1173	近所住宅2号線	大字小川 1391	大字小川 1399	31.2	2.5	0	0
1174	近所住宅3号線	大字小川 1399	大字小川 1394-イ	66.7	2.9	0	0
1175	近所住宅4号線	大字小川 1399	大字小川 1394-イ	20.3	3.2	0	0
1176	近所住宅5号線	大字小川 1399	大字小川 1404-2	75.5	2.7	0	0
1177	上旭町上線	大字上松 999-1	大字上松 1027-1	353.2	3.1	0	0
1178	久保寺東線	大字小川 1589-1	大字小川 1590-1	61.8	3.2	0	0
1179	見 帰 下 線	大字小川 2074-1	大字小川 2036-1	46.9	4.2	0	0
1180	栄町住宅内線	栄町一丁目 40	栄町1丁目 33-4	96.1	4.3	0	0
1181	島 中 線	大字小川 3202-1	大字小川 3186-1 他	165.9	5.3	0	0
1182	登 玉 上 線	大字荻原 78-9	大字荻原 116-2	427.8	3.4	0	0
1183	登 玉 中 線	大字荻原 92	大字荻原 103	26.2	5.7	0	0
1184	池島4号線	大字上松 1539	大字上松 1533	67.0	4.2	0	0
1185	池島5号線	大字上松 1537	大字上松 1536-イ	22.5	2.6	0	0
1186	寝覚上住宅5号線	大字小川 2440-11	大字小川 2440-11	71.0	4.6	0	0
1187	野 口 線	大字小川 1263-2	大字小川 1270-3	112.3	4.6	0	0
1188	田代住宅6号線	大字小川 2448-内	大字小川 2448-内	25.5	3.8	0	0
1189	近 所 線	大字小川 1534-2	大字小川 1597-1	114.9	5.1	0	0
1190	近 所 中 線	大字小川 1533-3	大字小川 1533-3	58.9	3.5	0	0
1191	島 西 線	大字小川 3261-2	大字小川 2361-1	54.7	5.1	0	0
1192	見帰側道上線	大字小川 2119-1	大字小川 2337-2	452.8	4.6	0	0
1193	見帰上南線	大字小川 2313	大字小川 2300	85.2	4.7	0	0
1194	野 中 上 線	大字小川 1364-15	大字小川 1364-15	24.2	4.9	0	0
1195	上旭宿舎線	大字上松 188-17	大字上松 188-17	51.5	5.7	0	0
1196	旧 鬼 淵 線	大字上松 188-40	大字小川 2808-1	141.9	6.5	1	0
1197	下 旭 北 線	大字上松 188-42	大字上松 188-42	145.9	5.5	0	0
1199	観 音 東 線	大字小川 720-1	大字小川 719-1	39.2	3.8	0	0
1200	久 保 寺 線	大字小川 1654	大字小川 1505	848.9	4.4	0	0
1201	下河原諸原線	大字荻原 2196	大字荻原 1367	1518.6	5.3	3	0
1202	見帰側道下線	大字小川 2133-3	大字小川 2318-1	251.3	4.6	0	0
1203	久保寺側道線	大字小川 1640-1	大字小川 1641-2	349.0	8.6	0	0
1204	見帰下南線	大字小川 2197-1	大字小川 2192-内	59.4	5.9	0	0
1205	瀬木側道北線	大字上松 874	大字上松 877-7	48.3	11.7	0	0
1206	滑 川 島 線	大字小川 2419-61	大字小川 2419-イ-94	204.6	4.0	0	0
1207	吉野上1号線	大字荻原 3524	大字荻原 3502-1	203.2	3.4	0	0
1208	吉野上2号線	大字荻原 3578	大字荻原 3631	317.7	3.3	0	0
1209	吉野上3号線	大字荻原 3548-1	大字荻原 3564	91.9	4.9	0	0
1210	吉野上4号線	大字荻原 3644	大字荻原 3642	52.1	4.8	0	0
1211	吉野上5号線	大字荻原 3594	大字荻原 3626-1	171.1	4.1	0	0
1212	南 上 条 線	大字上松 1571	大字上松 1578	85.6	7.5	0	0
1213	島 住 宅 線	大字小川 3173-6	大字小川 2860-53	42.2	5.6	0	0
1216	島 上 線	大字小川 3272-3	大字小川 3218-1	59.3	5.1	0	0

路線	路線名	起 点	終 点	総延長 (m)	平均幅員 (m)	橋 (箇所)	トンネル (箇所)
1218	棧 北 線	大字上松 1302-149	大字上松 1302-44	102.1	7.4	0	0
1219	十王沢小脇線	大字小川 1	大字小川 10	72.3	2.7	0	0
1221	瀬木十王沢線	大字上松 786-1	大字上松 811-1	191.9	5.5	0	0
1222	見帰側道上1号線	大字小川 2127-13	大字上松 2126-7	32.3	3.7	0	0
1223	下河原土場線	大字荻原 2198-9	大字荻原 2198-9	18.3	5.9	0	0
1224	近 所 東 線	大字小川 1454-2	大字小川 1467-4	126.5	2.7	0	0
1225	漆 脇 線	大字上松 1429-2	大字上松 1417-1	83.3	6.9	0	0
1226	近 所 西 線	大字小川 1538-2	大字小川 1538-2	137.1	5.1	0	0
1227	田代住宅7号線	大字上松 1794-1	大字上松 1794-1	36.0	6.8	0	0
1228	田代住宅8号線	大字上松 1794-1	大字上松 1794-1	33.8	6.8	0	0
1229	池ノ尻下支線	大字荻原 201-1	大字荻原 177-1	273.5	5.6	0	0
1230	栄 町 西 線	栄町二丁目 31-2	栄町二丁目 667	39.4	4.3	0	0
1231	漆脇側道線	大字上松 1302-132	大字上松 1302-178	195.6	5.3	0	0

(資料：道路認定調書)

## 資料17-2 緊急輸送路線

### ■ 第一次緊急輸送路線

路 線 名	区 間	延 長
国 道 1 9 号 線	町内全域(長野市高田～南木曾町県境)	176.6

資料17-3 建設業者一覧

(50音順)

種別	事業所名	所在地	電話番号
土木 工 事 業	奥谷重機	上松町栄町 2-27-2	0264-52-4737
	木曾協和産業(株)	上松町大字上松 367-1	0264-52-2110
	神稲建設(株)上松営業所	上松町本町通り 3-34	0264-52-5174
	セントラル建設(株) 木曾営業所	上松町大字小川 1971-2	0264-52-4774
	大成ロテック(株) 上松営業所	上松町大字小川 1975-3	0264-52-4401
	長豊建設(株) 木曾営業所	上松町栄町 1-32	0264-52-4890
	(有)中林工業	上松町大字上松 1219-1	0264-52-3423
	(有)畑中工務店	上松町大字小川 1333-1	0264-52-5093
	(有)町野産業	上松町大字荻原 2400	0264-52-4087
	宮下建設(株)木曾営業所	上松町栄町 1-11-1	0264-52-2316
	山一建設(株)	上松町大字小川 2272	0264-52-4700
	(株)ヤマウラ上松営業所	上松町大字小川 2336-1	0264-52-1220
	吉川建設(株)上松営業所	上松町大字小川 5929	0264-52-2317
	(有)吉村興業	上松町大字小川 1757	0264-52-5040
大工 建 築 業	(有)上松建設	上松町大字上松 1778-1	0264-52-2093
	板野建築	上松町大字小川 1147-1	0264-52-4747
	上田建築	上松町大字小川 979	0264-52-3545
	馬留建築	上松町大字小川 398-1	0264-52-3784
	梅本建築	上松町大字小川 5319	0264-52-3952
	大澤建築	上松町大字小川 3604	0264-52-4675
	奥畑建築	上松町 2-682-1	0264-52-2458
	(有)杉本建設	上松町旭町 18-2	0264-52-2130
	(有)すぎもと住建	上松町大字小川 1361-2	0264-52-4659
	田島建築	上松町大字小川 5530	0264-52-3937
	田中木工所	上松町正島 1-11	0264-52-3020
	原建築	上松町大字荻原 1845	0264-52-3970
	(有)古瀬建築	上松町緑町 3-20	0264-52-3146
	(有)山崎建設	上松町大字小川 1776-1	0264-52-2388
	山下建築	上松町大字小川 780	0264-52-4751
	山下建設	上松町大字小川 4737-ロ	0264-52-3949
	(有)吉野建築	上松町大字上松 1769-5	0264-52-4090
鉄 工	鎌倉鉄工	上松町大字小川 2236-1	0264-52-3800
	(有)木曾鉄工所	上松町大字小川 2419-59	0264-52-2430
	(有)フルセ工業	上松町大字上松 2419-82	0264-52-4852
そ の 他 建 設 業	井領板金	上松町大字荻原 3189	0264-52-3682
	漆脇板金	上松町大字上松 1402	0264-52-2606
	塚田美術塗装	上松町大字小川 1929-1	0264-52-3039
	鳴海瓦店	上松町栄町 2-21	0264-52-2556
	原左官	上松町大字上松 1367-2	0264-52-3788

(50 音順)

種別	事業所名	所在地	電話番号
その他	林機械商会	上松町大字荻原 911	0264-52-4171
	(有)水川業務店	上松町駅前通り 1-38	0264-52-5539
	みどり産業(株) 木曾営業所	上松町大字上松 188-18	0264-52-2334
水道業	青木設備	上松町大字小川 2357-1	0264-52-4266
	(有)環境サービス	上松町大字小川 2419-イ-72	0264-52-2587
	沢口風呂店	上松町大字上松 1004-1	0264-52-4815
	(有)三和設備	上松町緑町 3-35	0264-52-4520
	(有)田尻	上松町大字上松 1015-3	0264-52-3268
	千邑設備	上松町大字小川 1311-1	0264-52-3851
	(有)南木曾電気商会	上松町本町通り 4-10	0264-52-2247
電気工事業	(有)アース・テック	上松町大字小川 2036-3	0264-52-2833
	(有)栗林電器	上松町駅前通り 1-65	0264-52-2221
	(株)向陽電気商会	上松町大字小川 2001	0264-52-2359
	(有)コスモス電気	上松町大字荻原 2020-1	0264-52-4788
	タザワデンキ	上松町駅前通り 2-21	0264-52-2143
	(有)新田電気商会	上松町駅前通り 1-36-1	0264-52-2163
	バンバ電器店	上松町本町通り 3-35	0264-52-2062

(平成 26 年経済センサス基礎調査)

# 資料18 被災者等の生活再建等の支援関係

## 資料18-1 上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例

### る条例

(昭和49年10月1日)  
(条例第23号)

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「町民」とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第II章 災害弔慰金

##### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の貸付け限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度 限度額

- ① 世帯主のおおむね1ヶ月以上の負傷 600,000
- ② 家財等の被害
  - ア 家財の3分の1以上の損害 600,000
  - イ 住居の半壊 800,000



- ウ 住居の全壊(エの場合を除く) 1,200,000
  - エ 住居全体の滅失又は流失 1,800,000
  - ③ ①と②が重複した場合
    - ア ①と②のアが重複した場合 1,200,000
    - イ ①と②のイが重複した場合 1,400,000
    - ウ ①と②のウが重複した場合 1,800,000
  - ④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
    - ア ②のイの場合 1,200,000
    - イ ②のウの場合 1,800,000
    - ウ ③のイの場合 1,800,000
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、すえ置き期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、すえ置き期間中は無利子とし、すえ置き期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウまたは前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、すえ置き期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 資料18-2 上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する規則

(昭和54年9月17日)  
(規則第 9 号)

### (目的)

第1条 この規則は、上松町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

### (必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### (借入れの申込)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金、金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

### (調査)

第5条 町長は、借入申込書の提出を受けるときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

### (貸付の決定)

第6条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付通知書を借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときはその理由を附した文書で借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

- 第8条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

- 第9条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

- 第10条 繰上償還をしようとする者は、その旨を記載した文書で町長に申出するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した文書を当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない決定をしたときはその理由を附した文書で当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した文書を当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときはその理由を附した文書で当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

- 第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときはその旨記載した文書を当該免除を受けようとする者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときはその理由を附した文書で当該免除を受けようとする者に通知するものとする。

(督促)

- 第14条 町長は償還金を納付期限までに納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

- 第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生

じたときは、借受人はすみやかにその旨を文書で届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは同居の親族又は保証人が代つてその旨を届出るものとする。

(申請書等の様式)

第16条 申請書等の様式は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料18-3 災害救助法施行細則 別表第1(第3条関係)

### 1 収容施設の供与

#### ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とする。ただし、適当な建物を得ることが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営してこれに代えることができる。
- (ウ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり300円（冬季（10月から翌年3月まで。）については、別に定める額を加算）以内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
- (エ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

#### イ 応急仮設住宅

- (ア) 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。
- (イ) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、240万4,000円以内とする。
- (ウ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は(イ)にかかわらず別に定めるところによる。
- (エ) 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。
- (オ) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを行い、これに収容することができる。
- (カ) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。
- (キ) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日（(オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日）から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期間（2年以内）とする。
- (ク) 応急仮設住宅がその目的を達したときは、その処分について厚生労働大臣の承諾を受けなければならない。

### 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

#### ア 炊出しその他による食品の給与

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費等とし、1人1日当たり1,010円以内とする。
- (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、できる限り短期間にとどめるものとする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (イ) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季（4月から9月まで）	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
冬季（10月から3月まで）	円 29,000	円 37,500	円 52,300	円 61,300	円 77,000	円 10,500

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季（4月から9月まで）	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季（10月から3月まで）	円 9,200	円 12,200	円 17,100	円 20,300	円 25,800	円 3,300

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

4 医療及び助産

ア 医療

- (ア) 医療は、災害のため医療の方途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。
- (イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するに規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。以下同じ。）に

において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。以下同じ。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内で行う。

- I 診療
- II 薬剤又は治療材料の支給
- III 処置、手術その他の治療及び施術
- IV 病院又は診療所への収容
- V 看護

(エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内とする。施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行うものとする。

(イ) 助産は、次の範囲内で行う。

- I 分べんの介助
- II 分べん前及び分べん後の処置
- III 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 5 災害にかかった者の救出

ア 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

イ 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### 6 災害にかかった住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼、又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり52万円以内とする。

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成するものとする。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、当該生業に係る確実で具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金として貸付できる金額は、次の範囲内の額とする。

(ア) 生業費 1件当たり3万円

(イ) 就職支度金 1件当たり1万5000円

エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする。



オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与するものとする。

(ア) 貸与期間 2年以内

(イ) 利子 無利子

カ 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸与制度による資金の活用を図るものとする。

## 8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部に在学する者を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する者を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校{定時制の課程及び通信制の課程を含む}、中等教育学校の後期課程{定時制の課程及び通信制の課程を含む}、高等専門学校及び特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校に在学する者をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書代

I 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

II 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4100円

中学校生徒 1人当たり 4,400円

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないものとする。

## 9 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人19万9,000円、小人15万9,200円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

## 10 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

## 11 死体の処理

- ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、次の事項を行うものとする。
- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - (イ) 死体の一時保存
  - (ウ) 検案
- イ 検案は、原則として救護班によ~~ら~~って行うものとする。
- ウ 死体の処理のため支出できる費用は、次の範囲内とする。
- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。
  - (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合においては、1体当たり5,000円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
  - (ウ) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。
- エ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 12 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することが困難な状態にある場合で、自らの資力ではこれを除去することのできない者に対して行うものとする。
- イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万7,500円以内とする。
- ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。
- 13 応急救助のための輸送費
- ア 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。
- (ア) 被災者の避難
  - (イ) 医療及び助産
  - (ウ) 被災者の救出
  - (エ) 飲料水の供給
  - (オ) 死体の捜索
  - (カ) 死体の処理
  - (キ) 救済用物資
- イ 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 応急救助のための輸送を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。
- 14 応急救助のための賃金職員等雇上費
- ア 応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは、次に掲げる場合とする。
- (ア) 被災者の避難
  - (イ) 医療及び助産における移送
  - (ウ) 被災者の救出
  - (エ) 飲料水の供給
  - (オ) 死体の捜索
  - (カ) 死体の処理
  - (キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送
- イ 応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 応急救助のための賃金職員等の雇用を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

## 資料18-4 災害救助法施行細則 別表第2(第7条関係)

### 1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

#### ア 日当

常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して算定した額以内とする。  
ただし、当該業務に従事した者に相当する常勤職員がない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金に係る単価その他の賃金水準を考慮して算定した額以内とする。

#### イ 超過勤務手当

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

#### ウ 旅費

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）において定める額以内とする。

### 2 政令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

# 資料19 地震防災対策関係

## 資料19-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さは異なります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。地震計には記録される。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 <b>恐怖感を覚える人も</b> いる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	<b>かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を</b> 図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座り眠っている人のほとんどが目覚める。	電線が大きく揺れる。 <b>歩いている人も揺れを感じる。</b> 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
	5(弱)	<b>多くの人が身の安全を</b> 図ろうとする。一部の人は <b>行動に支障を感じる。</b> 恐怖感を覚え物につかまりたいと感じる	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 <b>電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。</b> 道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	<b>耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。</b>	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂※1や液状化※2が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5(強)	<b>非常な恐怖を感じる。</b> 大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。 <b>変形によりドアが開かなくなる</b> ことがある。一部の戸がはずれる。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が十分な自動販売機が倒れることがある。 <b>多くの墓石が倒れる。</b> 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。ひび割れ・亀裂がみられることがある。	<b>耐震性の低い建物では、壁、柱などに大きなひび割れ・亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。</b>	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
	5.5							

6.0	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れ地すべりなどが発生することがある。
6.5	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはなれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。飛ばされることもある。	ほとんどの家具が大きく移動し、倒れる、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものもさらに多くなる。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。耐震性の低い建物では、壁、柱などに斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものも多くなる。	[広い地域で電気が、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れが生じ、がけ崩れが多発、大規模な地すべりや山崩れが発生し、※3 地形が変わることもある。

### ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規則等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によってことなる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）がおこることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付のエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

### 大規模構造物への影響

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

## ●木造建物（住宅）の状況

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ・亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ●鉄筋コンクリート増建物の状況

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ●地盤・斜面等の状況

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥酔の噴出などの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流かすることもある。

# 資料20 林野火災対策関係

## 資料20-1 長野県林野火災空中消火実施要領（抜粋）

### 9 趣旨

この要領は、林野火災の発生に際し県・市町村・広域航空消防応援機関及び自衛隊が一体となり空中消火活動を実施するために必要な事項を定める。ただし長野県消防防災ヘリコプターによる場合は「アルプス」運航の手引による。

### 10 林野火災の空中消火

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより消火薬液又は水を空中から火点及びその周辺に散布して行う防御方法（以下「空中消火」という。）で直接消火法と間接消火法がある。

#### (1) 直接消火法

火点に消火薬液等を直接散布して消火を図る方法であるが、火災の状況によっては、熱、煙、乱気流等のため飛行上の制約をうける。

#### (2) 間接消火法

火線の前方にあらかじめ消火薬液等を散布して防火帯を作り延焼を阻止する方法で、空中消火の主体をなすものである。直接消火法と比べ飛行上の制約は少ない。

#### (3) 消火方法の選定

空中消火の方法は、火災の態様・ヘリコプターの出動機数・補給基地と火災現場との距離等により決定されるが、通常は間接消火法が主体となる。直接消火法は、次の場合に飛行の可能性等についてヘリコプター指揮者と慎重に協議のうえ実施する。

ア 火勢の弱い地域、残火箇所等の煙や炎が少ない地域で、危険をおかすことなく直接消火ができる場合

イ 人命救助に必要な場合

ウ 人家への延焼等重大な結果が予想される場合

エ その他特に必要な場合

### 11 林野火災空中消火の実施体制

林野火災空中消火の実施体制は別図のとおりとする。

### 12 ヘリコプターの派遣要請

空中消火のヘリコプターの派遣要請は、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合

#### (1) 市町村長から知事への派遣要請

市町村長は必要と認めるときは、長野県地域防災計画に基づき、知事に対し、広域航空消防応援又は自衛隊のヘリコプターの派遣を要請することができる。

この際には、速やかに火災の状況、対策及びその見通し等についての情報を知事（危機管理・消防防災課 直通電話 026-235-7182）に報告するものとする。

なお、派遣要請の手続きは長野県地域防災計画（火山災害対策編第3章第5節等）に定められているが、次の事項についても連絡するものとする。

ア ヘリポート及び補給基地の設置場所、その周辺の状況（障害物、危険物施設、気象の状況等）並びに目標物

イ 空中消火資機材の借受希望数量

ウ 要請市町村の連絡窓口と連絡責任者名



エ その他空中消火の実施にあたり参考になる事項

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長からヘリコプターの派遣要請を受け、必要と認めるときは、直ちに関係機関に対して、派遣を要請するものとする。

ヘリコプターの派遣が決定されたときは、空中消火隊の作業が迅速かつ適切に行えるよう受入体制の完了を確認し、その旨を派遣消防機関又は自衛隊に対し報告するものとする。

なお、現地指揮本部（5の(1)参照）長は、林野火災空中消火が円滑に実施できるよう県（地方事務所・消防防火課）との連絡を密接にし、次の事項について適時報告するものとする。

- ア 火災の状況と見通し
- イ 空中消火資機材の充足状況
- ウ 空中消火隊の活動状況
- エ 撤収の時期及び方法
- オ その他

13 市町村の実施体制

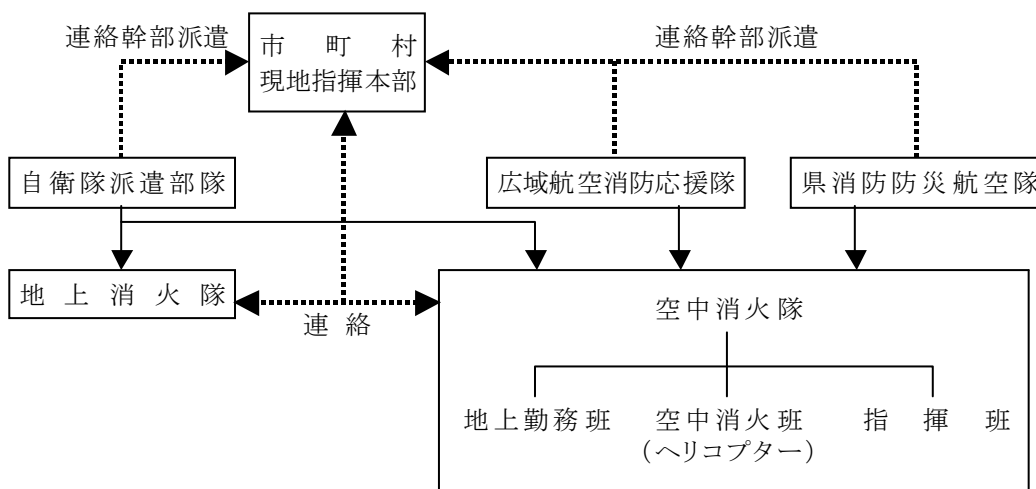
空中消火を適切かつ円滑に実施するため、ヘリコプターの派遣を要請した市町村長は、次の体制を確立するものとする。

(1) 指揮体制

火災現場の総括的、実動的な連絡・調整・指揮を行う組織（以下「現地指揮本部」という。）を設置し、有効適切な対策計画をたて、関係機関協力のもとに、防御活動の万全を期するものとする。

ア 実施体制は次のとおりとする。

第1図 市町村の実施体制



(ア) 市町村

a 現地指揮本部

現地指揮、連絡、調整及び情報の収集、伝達等総括的な業務を行う。

b 地上消火隊

注水、火叩き、防火線の設定等地上消火作業を行うほか、消火薬液等の散布状況及びその効果について現地指揮本部に報告する。

c 空中消火隊の地上勤務班

補給基地及びヘリポートにおいて消火薬液の補給作業等を行う。

(イ) 応援派遣部隊

a 地上消火隊

地上で消火作業を行う。

b 空中消火隊

ヘリコプターにより空中消火等を行う部隊で次の3班から構成される。

- ① 指揮班
- ② 空中消火班
- ③ 地上勤務班

イ 現地指揮本部には、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配属するものとする。

ウ 火災の状況を把握するため、現地指揮本部長の命令を受けた者は、必要によりヘリコプターに搭乗し、その状況等を現地指揮本部長に報告するものとする。

エ 市町村長は、空陸一体の防御活動を適切円滑に実施するため、林野火災防御図をあらかじめ作成し、その活用を図るよう努めるものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 135「長野県林野火災空中消火実施要領」参照のこと。

## 資料20-2 長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱

(趣旨)

**第1** この要綱は、林野火災の空中消火に必要な資機材及びその附属器具（以下「消火資機材」という。）を市町村に対し県が無償で貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを行う場合)

**第2** 消火資機材の貸付けは、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

(1) 市町村長が林野火災の空中消火のため、長野県地域防災計画に基づきヘリコプターの派遣要請をした場合

(2) 市町村が林野火災の空中消火訓練を実施する場合

(申請手続)

**第3** 市町村長は、消火資機材を借り受けようとするときは、林野火災空中消火資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。ただし、第2第1号の規定に該当する場合は、口頭で申請することができる。

(貸付けの決定)

**第4** 知事は、第3の申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(引渡し)

**第5** 消火資機材の引渡しは、第4の規定による通知で指定する期日及び場所において行うものとする。

(返還)

**第6** 市町村長は、借受期間が満了したとき又は借受けた消火資機材を使用に供しなくなったときは、速やかに返還するものとする。この場合においては、消火薬剤を補てんするものとする。

(消火資機材の減失・き損等)

**第7** 市町村長は、借り受けた消火資機材を減失し、又はき損したときは、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかにこれを補てん又は修理するものとする。

2 前項の規定による補てん又は修理に要する費用は、市町村の負担とする。

(実施報告)

**第8** 市町村長は、第6の規定により借り受けた消火資機材を返還するときは、林野火災空中消火（訓練）実施報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

様式は長野県地域防災計画 資料編 資料 139「長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱」参照のこと。

# 資料21 災害情報の収集・連絡関係

## 資料21-1 被害状況等報告様式

様式第1号 (概況速報)

上松町

概 況 速 報

災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
{ 鉄道 通信 電力 水道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応急対策等の活動状況、消防職員消防団員の出動状況等		